

配付資料一覧

- 次第（1頁）
- 委員名簿（2頁）
- 座席表（3頁）
- 協議会設置要綱（4～6頁）
- 資料1 埼玉県地域保健医療計画（第7次）の取組結果について（7～30頁）
- 資料2 地域医療介護総合確保基金（医療分）について（31～32頁）
- 参考資料 埼玉県地域保健医療計画（第8次）の概要（35～37頁）

令和6年度 第1回 埼玉県地域保健医療計画推進協議会 次第

日時：令和6年8月7日（水）

18：30～20：00

場所：さいたま共済会館6階602会議室

※Web会議と併用

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 埼玉県地域保健医療計画（第7次）の取組結果等について
- (2) 地域医療介護総合確保基金（医療分）について
- (3) その他

4 閉 会

埼玉県地域保健医療計画推進協議会委員名簿

任期：R4. 12. 1～R6. 11. 30

| 番号 | 氏名 | 役職 | 備考 |
|----|--------------------|--|-----|
| 1 | イトウ セイイチ 伊藤 誠一 | 一般社団法人埼玉県食品衛生協会 検査センター所長 | 会場 |
| 2 | エバラ アキノリ 榎原 章統 | 全国健康保険協会埼玉支部 支部長 | 会場 |
| 3 | オクヤマ シュウ 奥山 秀 | 埼玉県国民健康保険団体連合会 常務理事 | Web |
| 4 | カツムラ ナオヒサ 勝村 直久 | 公益財団法人埼玉県健康づくり事業団 専務理事 | 会場 |
| 5 | カネコ ナオシ 金子 直史 | 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 副会長 | Web |
| 6 | クボ アキコ 久保 彰子 | 女子栄養大学 准教授 | Web |
| 7 | ササキ ケンジ 佐々木 賢治 | 一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会 理事 | Web |
| 8 | サトウ ケイコ 佐藤 啓子 | 公益社団法人埼玉県看護協会 専務理事 | 会場 |
| 9 | タカハシ シゲオ 高橋 茂雄 | 一般社団法人埼玉県医師会母子保健委員会 委員長 | 会場 |
| 10 | ナカムラ カツフミ 中村 勝文 | 一般社団法人埼玉県歯科医師会 副会長 | 会場 |
| 11 | ナンモト ヒロユキ 南本 浩之 | 公益社団法人埼玉県理学療法士会 会長 | Web |
| 12 | ハタナカ ノリコ 畑中 典子 | 一般社団法人埼玉県薬剤師会 副会長 | Web |
| 13 | ハヤシ フミアキ 林 文明 | 一般社団法人埼玉県精神科病院協会 会長 | Web |
| 14 | ハラサワ シゲル 原澤 茂 | 埼玉県病院団体協議会代表者会議 役員（一般社団法人日本病院会埼玉県支部 支部長） | 会場 |
| 15 | ヒグチ キョウコ 樋口 京子 | 埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長 | 会場 |
| 16 | ヒロサワ シンサク 廣澤 信作 | 一般社団法人埼玉県医師会 副会長 | 会場 |
| 17 | ベッショ マサミ 別所 正美 | 学校法人埼玉医科大学 副理事長 | Web |
| 18 | マスオ タケシ 増尾 猛 | 健康保険組合連合会埼玉連合会 事務局長 | Web |
| 19 | ミヤザキ カオリ 宮崎 香理 | 公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会 理事 | 会場 |
| 20 | ムラタ アサコ 村田 朝子 | 恩賜財団母子愛育会埼玉県支部 支部長 | 会場 |

（五十音順 敬称略 令和6年4月1日現在）

令和6年度 第1回 埼玉県地域保健医療計画推進協議会 座席表

令和6年8月7日(水) 18:30~20:00

さいたま共済会館602会議室

事務局



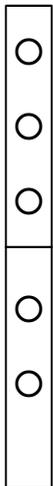
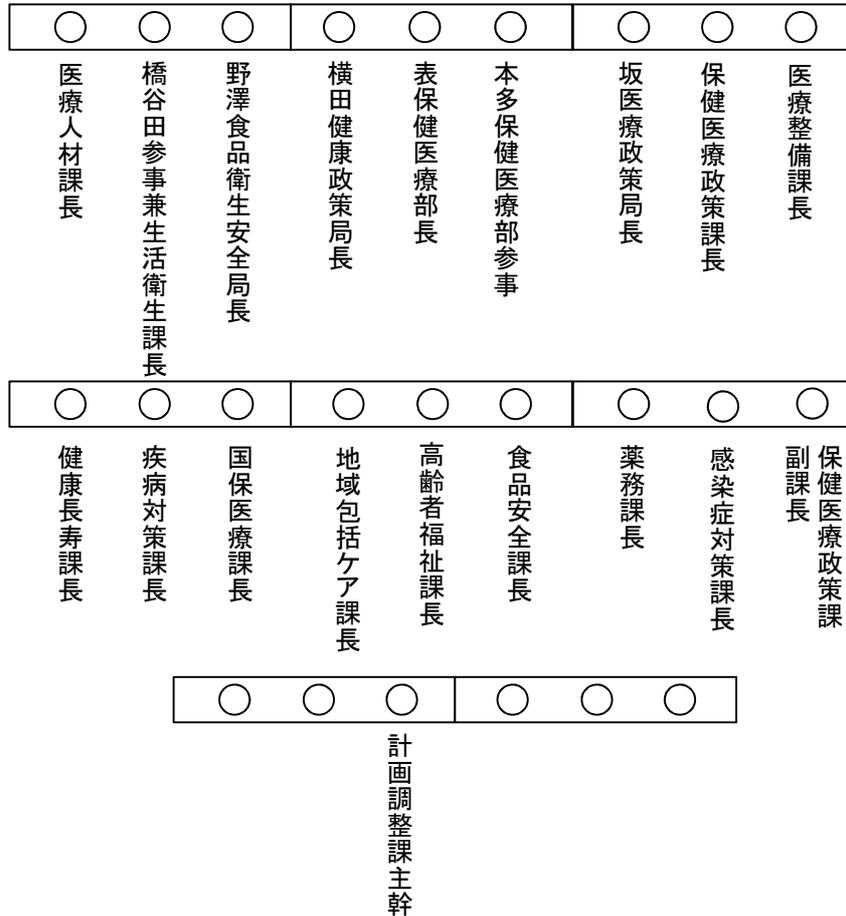
モ ニ タ ー

- 廣澤会長
- 高橋委員
- 宮崎委員
- 中村委員
- 佐藤委員

【Web参加】
 ・委員9名
 ・傍聴者
 ・関係各課

- 原澤委員
- 榎原委員
- 勝村委員
- 伊藤委員
- 樋口委員
- 村田委員

司会



(傍聴席)



(記者席)

| 入口 |

| 入口 |

埼玉県地域保健医療計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県地域保健医療計画（以下「計画」という。）について、関係機関等との十分な連携を図るため、埼玉県地域保健医療計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、委員23人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、保健・衛生関係者、福祉関係者、医療保険関係者及び公募選考者のうちから保健医療部長が選任する。
- 3 前項で定める委員とは別に、第5条第1項で定める協議会の会長が必要と認めるときは、その指名に基づき、保健医療部長が特別委員を任命することができる。
- 4 前項に規定する特別委員は、その者の任命に係る会議が終了したときは、解任されるものとする。

(役割)

第3条 協議会は、次の事項について、検討し、及び協議するものとする。

- (1) 計画の試案作成に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画についての関係団体の協力の確保に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

(学識経験者の招へい)

第7条 会長は、専門の事項を協議するため、当該事項に関する学識経験者の意見等を聴く必要があると認めるときは、当該学識経験者を招へいするよう保健医療部長に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(部会の設置)

第9条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の所掌する事項等は、協議会において定める。

3 部会長は会長が指名する。

4 部会の構成員は部会長が定める。

5 部会長は会務を整理し、部会を代表する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に構成員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

7 部会の運営については、第6条及び前条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「構成員」と、前条中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「構成員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、部会の庶務は保健医療部医療整備課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年6月14日から施行する。
- 2 埼玉県地域保健医療計画推進連絡会議設置要綱（平成元年8月1日衛生部長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

埼玉県地域保健医療計画(第7次)の取組結果について

指標の達成状況について

埼玉県地域保健医療計画(第7次)に掲げる指標(数値目標) : 46 指標

【達成状況】

()は R5.6 開催時

- ・A (目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの) : 17 指標 (S:6, A:13) ※
- ・B (計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの) : 21 指標 (20)
- ・C (計画策定時より後退したもの) : 8 指標 (7)

※ 昨年度は計画期間の途中であったため、S (計画の終期を待たずに目標を達成済のもの) と A (順調に進捗しており目標を達成する見込みのもの) に区分し評価していた

(参考) 各指標の達成見込の考え方について

- A：目標を達成済、又は目標を達成する見込みのもの

<目安>

計画最終年の実績が判明済のもの：目標を達成したもの

計画最終年の実績が未判明のもの：計画策定時の値から目標値に対し比例的に進捗した場合の各年度の値に対し、最新値が90%以上の値であるもの

- B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの

<目安>

計画最終年の実績が判明済のもの：計画策定時より改善したものの目標値に至らなかったもの

計画最終年の実績が未判明のもの：計画策定時の値から目標値に対し比例的に進捗した場合の各年度の値に対し、最新値が90%未満の値であるもの

- C：計画策定時より後退したもの

<目安>

計画最終年の実績が判明済のもの：計画策定時の値から後退したもの

計画最終年の実績が未判明のもの：計画策定時の値から最新値が後退したもの

埼玉県地域保健医療計画(第7次)の取組結果(概要)

A 17 目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B 21 計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C 8 計画策定時より後退したもの
 計 46

| No. | 節(施策) | 指標 | 単位 | 策定時 | | 目標値 | | 最新値 | | 達成評価 | | 担当課 | |
|----------|--------------------|--------------------------------------|-----|------|-----|--------|----|---------|-------|---------|-----|----------|----------------|
| | | | | 時点 | 値 | 時点 | 値 | 時点 | 値 | 判定 | 達成率 | | |
| 1 | 健康づくり対策 等 | 健康寿命(65歳に達した人が「要介護2」以上になるまでの期間) | 男 | 年 | H27 | 17.19 | R5 | 18.17 | R4 | 18.12 | A | 94.9% | 健康長寿課 |
| | | | 女 | 年 | H27 | 20.05 | R5 | 20.98 | R4 | 21.03 | | 105.4% | |
| 2 | 健康づくり対策 等 | 日常生活に制限のない期間の平均 | 男 | 年 | H25 | 71.39 | R4 | 73.85 | R元 | 73.48 | A | 85.0% | 健康長寿課 |
| | | | 女 | 年 | H25 | 74.12 | R4 | 75.42 | R元 | 75.43 | | 100.8% | |
| 3 | 歯科保健対策 | 12歳児でのう蝕のない者の割合 | | % | H27 | 67.7 | R5 | 78.1 | R4 | 78.8 | A | 106.7% | 健康長寿課 |
| 4 | 歯科保健対策 | 生活習慣病(がん、心疾患、脳卒中など)、認知症に対応可能な歯科医療機関数 | | 機関 | H28 | 808 | R5 | 3,600 | R5 | 2,264 | B | 52.1% | 健康長寿課 |
| 5 | 歯科保健対策 | 糖尿病と歯周病に係る医科歯科連携協力歯科医療機関数 | | 機関 | H28 | 292 | R5 | 1,200 | R5 | 715 | B | 46.6% | 健康長寿課 |
| 6 | 歯科保健対策 | 在宅歯科医療実施登録機関数 | | 機関 | H28 | 782 | R5 | 1,200 | R5 | 864 | B | 19.6% | 健康長寿課 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 動物とのふれあいを通じたQOLの向上 | 福祉施設等でのアニマルセラピー活動の活動回数と参加人数 | | 回 | H28 | 23 | R5 | 30 | R5 | 0 | C | ▲ 328.6% | 生活衛生課 |
| | | | | 人 | H28 | 1,254 | R5 | 1,500 | R5 | 0 | | ▲ 509.8% | |
| 8 | 安全な食品の提供 | 食品関連事業所における製品等の自主検査実施率 | | % | R2 | 10.3 | R5 | 55.0 | R5 | 75.8 | A | 146.5% | 食品安全課 |
| 9 | がん医療 | 胃がん検診受診率 | 男 | % | H28 | 42.4 | R4 | 50.0 | R4 | 42.3 | B | ▲ 1.3% | 疾病対策課 |
| | | | 女 | % | H28 | 32.6 | R4 | 50.0 | R4 | 33.1 | | 2.9% | |
| | | 肺がん検診受診率 | 男 | % | H28 | 48.0 | R4 | 50.0 | R4 | 48.6 | | 30.0% | |
| | | | 女 | % | H28 | 38.7 | R4 | 50.0 | R4 | 43.4 | | 41.6% | |
| | | 大腸がん検診受診率 | 男 | % | H28 | 42.8 | R4 | 50.0 | R4 | 44.8 | | 27.8% | |
| | | | 女 | % | H28 | 38.5 | R4 | 50.0 | R4 | 41.3 | | 24.3% | |
| | | 子宮頸がん検診受診率 | 女 | % | H28 | 30.3 | R4 | 50.0 | R4 | 38.2 | | 40.1% | |
| 乳がん検診受診率 | 女 | % | H28 | 35.1 | R4 | 50.0 | R4 | 42.5 | 49.7% | | | | |
| 10 | 脳卒中医療 等 | 特定健康診査受診率 | | % | H27 | 50.9 | R5 | 70.0 | R4 | 58.1 | B | 37.7% | 健康長寿課 国保医療課 |
| 11 | 脳卒中医療 | 急性期脳梗塞治療(t-PA療法や血栓回収療法)の実施件数 | | 件 | H28 | 917 | R5 | 1,800 | R4 | 1,150 | B | 26.4% | 医療整備課 |
| 12 | 精神疾患医療 | 自殺死亡率(10万人当たり) | | | H27 | 18.0 | R4 | 14.0 | R4 | 17.6 | B | 10.0% | 疾病対策課 |
| 13 | 精神疾患医療 | 精神病床における慢性期(1年以上)入院患者数 | | 人 | H26 | 7,349 | R5 | 5,755 | R4 | 5,486 | A | 116.9% | 疾病対策課 |
| 14 | 精神疾患医療 | 精神病床における入院後3か月時点の退院率 | | % | H26 | 62.9 | R5 | 69.0 | R2 | 61.1 | C | ▲ 29.5% | 疾病対策課 |
| 15 | 精神疾患医療 | かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了医数 | | 人 | H28 | 1,136 | R5 | 1,800 | R5 | 1,686 | B | 82.8% | 地域包括ケア課 |
| 16 | 感染症対策 | HIV感染者早期発見率 | | % | H28 | 63 | R4 | 80 | R4 | 37 | C | ▲ 152.9% | 感染症対策課 |
| 17 | 新型コロナウイルス感染症対策 | 感染症専門研修受講者数 | | 人 | R3 | 0 | R5 | 343 | R5 | 304 | B | 88.6% | 感染症対策課 |
| 18 | 救急医療 | 救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した時間 | | 分 | H28 | 43.6 | R5 | 39.4 | R4 | 53.2 | C | ▲ 228.6% | 医療整備課 |
| 19 | 救急医療 | 重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまう割合 | | % | H28 | 4.1 | R5 | 2.7 | R4 | 11.0 | C | ▲ 492.9% | 医療整備課 |
| 20 | 救急医療 | 救急電話相談(大人)の相談件数 | | 件 | H28 | 33,386 | R5 | 118,000 | R5 | 131,289 | A | 115.7% | 医療整備課 |

埼玉県地域保健医療計画(第7次)の取組結果(概要)

| | | |
|---|----|------------------------------|
| A | 17 | 目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの |
| B | 21 | 計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの |
| C | 8 | 計画策定時より後退したもの |
| 計 | 46 | |

| No. | 節(施策) | 指標 | 単位 | 策定時 | | 目標値 | | 最新値 | | 達成評価 | | 担当課 |
|-----|-------------|--|-----|---------|--------|--------|---------|--------|---------|------|----------|----------------|
| | | | | 時点 | 値 | 時点 | 値 | 時点 | 値 | 判定 | 達成率 | |
| 21 | 災害時医療 | 埼玉DMATのチーム数 | 隊 | H28 | 32 | R5 | 60 | R5 | 72 | A | 142.9% | 医療整備課 |
| 22 | 災害時医療 | 医療チーム等の受入を想定した地域ごとのコーディネート機能の確認を行う災害訓練の年間実施回数 | 回 | H28 | 0 | R5 | 10 | R5 | 13 | A | 130.0% | 医療整備課 |
| 23 | 災害時医療 | 災害時連携病院の指定数 | 病院 | R3 | 0 | R5 | 20 | R5 | 21 | A | 105.0% | 医療整備課 |
| 24 | 災害時医療 | 薬剤師災害リーダーの養成人数 | 人 | R2 | 0 | R5 | 124 | R5 | 94 | B | 75.8% | 業務課 |
| 25 | 周産期医療 | 県外への母体搬送数(妊娠6か月以降) | 人 | H28 | 143 | R5 | 70 | R5 | 38 | A | 143.8% | 医療整備課 |
| 26 | 周産期医療 | 県内の出生数に対する分娩取扱数の割合 | % | H28 | 95 | R5 | 95 | R4 | 100.5 | A | | 医療整備課 |
| 27 | 周産期医療 | 地域における災害時小児周産期リエゾン(医師)の養成者数 | 人 | R2 | 15 | R5 | 27 | R5 | 28 | A | 108.3% | 医療整備課 |
| 28 | 小児医療 | 小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合 | % | H27 | 3.4 | R5 | 2.0 | R4 | 3.5 | C | ▲ 7.1% | 医療整備課 |
| 29 | 小児医療 | 夜間や休日でも小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合 | % | H29 | 86.0 | R5 | 100.0 | R5 | 92.9 | B | 49.3% | 医療整備課 |
| 30 | 小児医療 | 小児救急電話相談の相談件数 | 件 | H28 | 70,759 | R5 | 140,000 | R5 | 114,962 | B | 63.8% | 医療整備課 |
| 31 | 在宅医療の推進 | 訪問診療を実施する医療機関数 | か所 | H28 | 766 | R5 | 1,075 | R5 | 908 | B | 46.0% | 医療整備課 |
| 32 | 在宅医療の推進 | 入退院支援ルール作成済み市町村数 | 市町村 | R2 | 26 | R5 | 63 | R5 | 63 | A | 100.0% | 医療整備課 |
| 33 | 在宅医療の推進 | 県内の訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数 | 人 | H28 | 2,133 | R4 | 3,414 | R4 | 3,280 | B | 89.5% | 医療人材課 |
| 34 | 在宅医療の推進 | 地域連携薬局の認定数 | 薬局 | R3 | 0 | R5 | 500 | R5 | 257 | B | 51.4% | 業務課 |
| 35 | 医療従事者等の確保 | 臨床研修医の県内採用数 | 人 | H24~H28 | 1,311 | H29~R5 | 2,184 | H29~R5 | 2,733 | A | 162.9% | 医療人材課 |
| 36 | 医療従事者等の確保 | 医療施設(病院・診療所)の医師数 | 人 | H30 | 12,443 | R4 | 15,170 | R4 | 13,224 | B | 28.6% | 医療人材課 |
| 37 | 医療従事者等の確保 | 後期研修医の採用数 | 人 | R3 | 0 | R4・R5 | 647 | R4・R5 | 747 | A | 115.5% | 医療人材課 |
| 38 | 医療従事者等の確保 | 就業看護職員数 | 人 | H30 | 68,722 | R4 | 75,781 | R4 | 69,532 | B | 11.5% | 医療人材課 |
| 39 | 医療の安全の確保 | 「患者さんのための3つの宣言」実践登録医療機関の割合 | % | H29 | 53.0 | R5 | 60.0 | R5 | 59.2 | B | 88.6% | 医療整備課 |
| 40 | 医薬品の適正使用の推進 | ジェネリック医薬品の数量シェア | % | H28 | 69.8 | R5 | 80.0 | R4 | 84.4 | A | 143.1% | 業務課 |
| 41 | 献血の推進 | 10代~30代の献血者数 | 人 | H27 | 97,502 | R5 | 101,581 | R5 | 73,646 | C | ▲ 584.8% | 業務課 |
| 42 | 住民の健康の保持の推進 | 特定保健指導の実施率 | % | H27 | 13.8 | R5 | 45.0 | R4 | 19.9 | B | 19.6% | 健康長寿課 国保医療課 |
| 43 | 住民の健康の保持の推進 | メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍のH20と比べた減少率(特定保健指導対象者の割合の減少率) | % | H27 | 16.5 | R5 | 25.0 | R4 | 13.7 | C | ▲ 32.9% | 健康長寿課 国保医療課 |
| 44 | 国民健康保険の運営 | データヘルズ計画に基づく保健事業実施・展開市町村数(市町村国民健康保険実施分) | 市町村 | H28 | 49 | R2 | 63 | R5 | 63 | A | 100.0% | 国保医療課 |
| 45 | 国民健康保険の運営 | 特定健康診査受診率(市町村国民健康保険実施分) | % | H27 | 38.6 | R5 | 60.0 | R4 | 39.4 | B | 3.7% | 国保医療課 |
| 46 | 国民健康保険の運営 | 特定保健指導の実施率(市町村国民健康保険実施分) | % | H27 | 16.7 | R5 | 60.0 | R4 | 18.9 | B | 5.1% | 国保医療課 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | |
|---|---|---|---------|---------------------------------|--|---|----------------|----------------|----------------------------|------------------|------------------|------------------|--|--|--|---|---|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績未判明 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | | | | | R4 |
| 2 | 1 | 1 | 健康づくり対策 | 健康寿命(65歳に達した人が「要介護2」以上になるまでの期間) | ○健康経営に取り組むことを宣言している事業所(健康宣言事業所)を拡大した。(令和5年度の新規宣言事業所数:278事業所、R6.3末時点の事業所数:3,241事業所) ○市町村、医師会、医療保険者等と連携して糖尿病重症化予防事業を実施した。(52市町参加、保健指導参加者のHbA1c変化:初回7.1%→最終6.9%) ○保健指導指導者の資質向上を目的とした研修会を実施した。(初心者向け、経験者向け、スキルアップ:合計7回、延べ495人受講) ○受動喫煙防止対策の推進をした。(県内商工会議所との連携による事業所の受動喫煙防止対策の推進) ○中食や外食においてもヘルシーメニューが選択できる食環境整備を推進した。(コトバト健康メニューの販売店舗数の拡大 161店舗) ○食を通じたフレイル予防について普及啓発を図った。(フレイル予防につながる食事の仕方やお手軽メニューをHPに掲載、彩の国だよりでも広報) | 男 18.12年 女 21.03年 (令和4年) | — | A | 男 17.64年 女 20.46年 | 17.73年 20.58年 | 17.87年 20.66年 | 18.01年 20.86年 | 18.12年 21.03年 | 男 18.17年 女 20.98年 (令和5年) | 健康づくり対策 | 健康寿命(65歳に達した人が「要介護2」以上になるまでの期間) 令和3年 男 18.01年 女 20.86年 ↓ 令和11年 男 18.83年 女 21.58年 | ○健康経営実践事業所の拡大 ○特定健康診査・特定保健指導の受診率及び実施率の向上 ○特定保健指導指導者の資質向上 ○糖尿病重症化予防事業の推進 ○受動喫煙防止対策の推進 ○産学官連携による美味しい塩活事業の推進(減塩の取組) |
| 2 | 2 | 2 | 健康づくり対策 | 健康寿命(65歳に達した人が「要介護2」以上になるまでの期間) | ○健康経営に取り組むことを宣言している事業所(健康宣言事業所)を拡大した。(令和5年度の新規宣言事業所数:278事業所、R6.3末時点の事業所数:3,241事業所) ○市町村、医師会、医療保険者等と連携して糖尿病重症化予防事業を実施した。(52市町参加、保健指導参加者のHbA1c変化:初回7.1%→最終6.9%) ○保健指導指導者の資質向上を目的とした研修会を実施した。(初心者向け、経験者向け、スキルアップ:合計7回、延べ495人受講) ○受動喫煙防止対策の推進をした。(県内商工会議所との連携による事業所の受動喫煙防止対策の推進) ○中食や外食においてもヘルシーメニューが選択できる食環境整備を推進した。(コトバト健康メニューの販売店舗数の拡大 161店舗) ○食を通じたフレイル予防について普及啓発を図った。(フレイル予防につながる食事の仕方やお手軽メニューをHPに掲載、彩の国だよりでも広報) | 男 73.48年 女 75.73年 (令和元年) | — | A | 男 -年 女 -年 | 73.48年 75.73年 | -年 -年 | -年 -年 | 男 73.85年 女 75.42年 (令和4年) | 健康づくり対策 | 日常生活に制限のない期間の平均(年) 令和元年 男 73.48年 女 75.73年 ↓ 令和10年 男 74.60年 女 76.17年 | ○健康経営実践事業所の拡大 ○特定健康診査・特定保健指導の受診率及び実施率の向上 ○特定保健指導指導者の資質向上 ○糖尿病重症化予防事業の推進 ○受動喫煙防止対策の推進 ○産学官連携による美味しい塩活事業の推進(減塩の取組) | |
| 2 | 1 | 1 | 健康づくり対策 | 日常生活に制限のない期間の平均(年) | ○健康経営に取り組むことを宣言している事業所(健康宣言事業所)を拡大した。(令和5年度の新規宣言事業所数:278事業所、R6.3末時点の事業所数:3,241事業所) ○市町村、医師会、医療保険者等と連携して糖尿病重症化予防事業を実施した。(52市町参加、保健指導参加者のHbA1c変化:初回7.1%→最終6.9%) ○保健指導指導者の資質向上を目的とした研修会を実施した。(初心者向け、経験者向け、スキルアップ:合計7回、延べ495人受講) ○受動喫煙防止対策の推進をした。(県内商工会議所との連携による事業所の受動喫煙防止対策の推進) ○中食や外食においてもヘルシーメニューが選択できる食環境整備を推進した。(コトバト健康メニューの販売店舗数の拡大 161店舗) ○食を通じたフレイル予防について普及啓発を図った。(フレイル予防につながる食事の仕方やお手軽メニューをHPに掲載、彩の国だよりでも広報) | 男 73.48年 女 75.73年 (令和元年) | — | A | 男 -年 女 -年 | 73.48年 75.73年 | -年 -年 | -年 -年 | 男 73.85年 女 75.42年 (令和4年) | 健康づくり対策 | 日常生活に制限のない期間の平均(年) 令和元年 男 73.48年 女 75.73年 ↓ 令和10年 男 74.60年 女 76.17年 | ○健康経営実践事業所の拡大 ○特定健康診査・特定保健指導の受診率及び実施率の向上 ○特定保健指導指導者の資質向上 ○糖尿病重症化予防事業の推進 ○受動喫煙防止対策の推進 ○産学官連携による美味しい塩活事業の推進(減塩の取組) | |
| 2 | 2 | 2 | 健康づくり対策 | 日常生活に制限のない期間の平均(年) | ○健康経営に取り組むことを宣言している事業所(健康宣言事業所)を拡大した。(令和5年度の新規宣言事業所数:278事業所、R6.3末時点の事業所数:3,241事業所) ○市町村、医師会、医療保険者等と連携して糖尿病重症化予防事業を実施した。(52市町参加、保健指導参加者のHbA1c変化:初回7.1%→最終6.9%) ○保健指導指導者の資質向上を目的とした研修会を実施した。(初心者向け、経験者向け、スキルアップ:合計7回、延べ495人受講) ○受動喫煙防止対策の推進をした。(県内商工会議所との連携による事業所の受動喫煙防止対策の推進) ○中食や外食においてもヘルシーメニューが選択できる食環境整備を推進した。(コトバト健康メニューの販売店舗数の拡大 161店舗) ○食を通じたフレイル予防について普及啓発を図った。(フレイル予防につながる食事の仕方やお手軽メニューをHPに掲載、彩の国だよりでも広報) | 男 73.48年 女 75.73年 (令和元年) | — | A | 男 -年 女 -年 | 73.48年 75.73年 | -年 -年 | -年 -年 | 男 73.85年 女 75.42年 (令和4年) | 健康づくり対策 | 日常生活に制限のない期間の平均(年) 令和元年 男 73.48年 女 75.73年 ↓ 令和10年 男 74.60年 女 76.17年 | ○健康経営実践事業所の拡大 ○特定健康診査・特定保健指導の受診率及び実施率の向上 ○特定保健指導指導者の資質向上 ○糖尿病重症化予防事業の推進 ○受動喫煙防止対策の推進 ○産学官連携による美味しい塩活事業の推進(減塩の取組) | |
| | | | 健康づくり対策 | 食塩摂取量 | ○コトバト健康メニューの普及 ○健康づくり協力店の普及促進 ○保健所による、栄養関係団体、給食施設等を対象にした研修会の実施 ○産学官連携による減塩のための環境づくりの実施 | 令和4年 10.2g/日 ↓ 令和11年 7.5g/日未満 | — | A | | | | | | 健康長寿課 | 食塩摂取量 令和4年 10.2g/日 ↓ 令和11年 7.5g/日未満 | ○コトバト健康メニューの普及 ○健康づくり協力店の普及促進 ○保健所による、栄養関係団体、給食施設等を対象にした研修会の実施 ○産学官連携による減塩のための環境づくりの実施 | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したものの

| 部 | 章 | 節(施策) | 指標(数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 第7次計画 | | | | | | | | | | 担当課 | 第8次計画 | | |
|---|---|-------|--|--|--------------------|------------|------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--|--|---|
| | | | | | 最新値(令和6年3月末現在) | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | 目標値(再掲) | 指標のグラフ | | 節(施策) | 指標(数値目標) | 令和6年度の取組予定 |
| | | | | | | 計画最終年実績判明済 | 計画最終年実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | | | | | |
| 2 | 1 | 2 | 12歳児でのう蝕のない者の割合の増加 平成27年度 67.7% ↓ 令和5年度 78.1% | ○小・中学校等におけるフッ化物洗口等の実施施設を増やしていくため全市町村に働きかけた。また、事業が実施されていない学校関係者(保育園、小学校、中学校などの関係者、児童に事業説明を行った(7施設) ○フッ化物洗口事業マニュアルを改定し、市町村、関係機関、学校などに周知、情報提供を行った。 ○学習支援教室等におけるフッ化物洗口を拡大するため、コロナ禍を受けて実施を控えていた市町村に実施再開を働きかけた。(2市で再開) ○関係者の理解を促進する研修を実施。受講者増を図るため、集合研修やWEB研修など多様な開催方法で開催した(集合・WEB併用:1回実施99名参加) | 78.8% (令和4年度) | — | A | 73.6% | 74.2% | 76.7% | 78.1% | 78.8% | 78.1% | | 健康長寿課 | 12歳児でのう蝕のない者の割合の増加 令和3年度 78.2% ↓ 令和11年度 87.0% | ○歯科保健推進事業の推進 ○小・中学校等におけるフッ化物洗口等の実施施設を増やしていくため全市町村に働きかけていく。 また、事業が実施されていない学校関係者(保育園、小学校、中学校などの関係者)、児童に事業説明を行う。 ○学習支援教室等におけるフッ化物洗口を拡大するため市町村に実施を働きかけていく。 ○う蝕予防に関する研修会を実施(集合型・WEBなどで開催) | |
| 2 | 1 | 2 | 生活習慣病(がん、心疾患、脳卒中など)、認知症に対応可能な歯科医療機関数 平成28年度 808機関 ↓ 令和5年度 3,600機関 | ○生活習慣病、認知症対応に必要な研修を実施。参加しやすいよう、集合型・WEB・地域ごとで実施した。(3回98名参加) ○高度な医療が必要な患者からの相談に迅速に対応するため、オンライン診療の導入等について検討を行った。 研修方法の工夫により研修の受講者数の増加に努めたが、感染症防止による診療制限を契機に対応を取り止める医療機関もあったことから、目標を達成できなかった。今後は研修受講者の増を図るため、さらに参加しやすい方法や内容の充実に取り組む。 | 2,264機関 (令和5年度) | B | — | 1,276機関 | 1,545機関 | 2,016機関 | 2,264機関 | 2,202機関 | 2,264機関 | 3,600機関 | | 健康長寿課 | 生活習慣病(がん、心疾患、脳卒中など)、認知症に対応可能な歯科医療機関数 令和4年度 2,266機関 ↓ 令和11年度 3,600機関 | ○生活習慣病、認知症対応に必要な研修を実施。参加しやすい方法や内容の充実を検討。 ○高度な医療が必要な患者に対応するため、大学病院の専門家等と連携し、オンライン診療の導入等について検討を実施。 |
| 2 | 1 | 2 | 糖尿病と歯周病に係る医科歯科連携協力歯科医療機関数 平成28年度 292機関 ↓ 令和5年度 1,200機関 | ○糖尿病対応に必要な研修を実施。参加しやすいよう、集合型・WEB・地域ごとで実施した。(2回72名参加) ○高度な医療が必要な患者からの相談に迅速に対応するため、オンライン診療の導入等について検討を行った。 研修方法の工夫により研修の受講者数の増加に努めたが、感染症防止による診療制限を契機に対応を取り止める医療機関もあったことから、目標を達成できなかった。今後は研修受講者の増を図るため、さらに参加しやすい方法や内容の充実に取り組む。 | 715機関 (令和5年度) | B | — | 380機関 | 409機関 | 604機関 | 706機関 | 700機関 | 715機関 | 1,200機関 | | 健康長寿課 | 糖尿病と歯周病に係る医科歯科連携協力歯科医療機関数 令和4年度 700機関 ↓ 令和11年度 1,200機関 | ○糖尿病対応に必要な研修を実施。参加しやすい方法や内容の充実を検討。 ○高度な医療が必要な患者に対応するため、大学病院の専門家等と連携し、オンライン診療の導入等について検討を実施。 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | |
|---|---|---|-------|--------------|---|--|--------------------------|----------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------------------------|---|--|---|------------------------------------|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | | | | | R4 | R5 | |
| 2 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 歯科保健対策 在宅医療の推進【再掲】 | 在宅歯科医療実施登録機関数 平成28年度 782機関 ↓ 令和2年度 1,080機関 ↓ 令和5年度 1,200機関 | 864 機関 (令和5年度) | B | — | 785 機関 | 785 機関 | 825 機関 | 885 機関 | 874 機関 | 864 機関 | 1,200 機関 | 在宅歯科医療実施登録機関数 令和4年度 874機関 ↓ 令和8年度 1,060機関 ↓ 令和11年度 1,200機関 | 在宅歯科医療に必要な研修を実施。参加しやすい方法や内容の充実を検討。 ○各拠点及び支援窓口の関係者による会議・研修会等を開催し、情報共有を図る ○高度な医療が必要な患者に対応するため、大学病院の専門家等と連携し、オンライン診療の導入等について検討を実施。 | |
| | | | | | 福祉施設等でのアニマルセラピー活動の活動回数と参加人数 平成28年度 23回 1,254人 ↓ 令和5年度 30回 1,500人 | 0 回 0 人 (令和5年度) | C | — | 24 回 | 16 回 | 2 回 | 0 回 | 0 回 | 0 回 | 30 回 1,500 人 | 新型コロナウィルス感染症が5類感染症に移行した後も、活動対象の社会福祉施設等において感染防止対策として外部訪問を制限する対応を継続したことにより、施設からの活動要請はなく、アニマルセラピー活動を実施できなかった。 今後もボランティアや活動犬の育成等の支援を継続し、依頼があった場合には活動できるようにするとともに、アニマルセラピー活動のニーズが高まった場合に備えて体制を維持していく。 | | | |
| 2 | 2 | 6 | | | 動物とのふれあいを通じたQOL(生活の質)の向上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 安全な食品の提供 | 食品関連事業所における製品等の自主検査実施率 令和2年度 10.3% ↓ 令和5年度 55.0% | 75.8 % (令和5年度) | A | — | | | | 10.3 % | 24.0 % | 66.5 % | 75.8 % | 55.0 % | 食品関連事業所における製品等の自主検査実施率 令和4年度 66.5% ↓ 令和8年度 100% | 引き続き、食品等事業所が行う製品等の自主検査の実施状況の確認を行う。 |
| | | | | | 安全な食品の提供 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 3 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A: 目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B: 計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C: 計画策定時より後退したものの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------|--|---|------------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------|-----------------|--------------------------|--------|------|------------|---|----------------------------|----------------------------|---------------|---|-------|-------|-----|-----|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | | | | | R4 | R5 | | | | | | | |
| 3 | 1 | 1 | がん医療 | 胃がん検診受診率 | ○ががん検診受診勧奨チラシを作成し、県医師会を通じ県内3,528医療機関に各50部ずつ、計20万部を配布し、医師等からがん検診の重要性・必要性を個別に勧奨した。 ○ががん検診受診推進サポーターの養成を行った。(令和5年度は1,286人(累計8,524人)) | 胃がん 男 42.3% 女 32.6% | 胃がん 男 - % | 胃がん 男 46.4 % | 胃がん 男 - | 胃がん 男 - | 胃がん 男 42.3 % | 胃がん 男 - | 男 50.0% 女 50.0% | | がん医療 | 胃がん検診受診率 | ○民間企業等と連携したがん検診の重要性などの普及啓発活動を実施する。 ○医師会の協力により、かかりつけ医等からがん検診の重要性・必要性を個別に勧奨する。 ○市町村ごとの受診率等を取りまとめた市町村がん検診結果統一集計結果を市町村に共有する。 ○受診率向上に向けた各市町村の好事例を県内各市町村に広く共有する。 | 令和4年 男 42.3% 女 33.1% | | | | | | | |
| | | | | 肺がん検診受診率 | ○ががん検診県民サポーターの養成を行った。(令和5年度は1,090人(累計15,863人)) | 肺がん 男 48.0% 女 38.7% | 肺がん 男 - | 肺がん 男 35.6 % | 肺がん 男 - | 肺がん 男 - | 肺がん 男 33.1 % | 肺がん 男 - | | | | | 肺がん検診受診率 | 令和4年 男 48.6% 女 43.4% | | | | | | | |
| | | | | 大腸がん検診受診率 | ○ががん検診受診促進宣言事業所の登録事業を継続して実施した。(令和5年度末時点での登録事業所数219社) ○市町村がん検診結果統一集計結果を市町村に共有した。 | 大腸がん 男 42.8% 女 38.5% | 大腸がん 男 - | 大腸がん 男 35.6 % | 大腸がん 男 - | 大腸がん 男 - | 大腸がん 男 33.1 % | 大腸がん 男 - | | | | | | 大腸がん検診受診率 | 令和4年 男 44.8% 女 41.3% | | | | | | |
| | | | | 子宮頸がん検診受診率 | 県医師会を通じ県内の医療機関の医師等からがん検診の重要性・必要性について個別に勧奨したり、がん検診受診推進サポーターの養成やがん検診受診促進宣言事業所の登録、さらに包括的連携協定を締結した企業とセミナーの開催やイベントの後援などの取組を行った。 | 子宮頸がん 男 30.3% (※38.2%) | 子宮頸がん 男 - | 子宮頸がん 男 51.1 % | 子宮頸がん 男 - | 子宮頸がん 男 - | 子宮頸がん 男 48.6 % | 子宮頸がん 男 - | | | | | | | 子宮頸がん検診受診率 | 令和4年 38.2% | | | | | |
| | | | | 乳がん検診受診率 | しかし、コロナ禍によるがん検診実施者(市区町村・保険者・事業主)による検診の実施延期・中止や感染の恐れによる受診者の受診控えにより減退し、目標は達成できなかった。 今後は、これまでの取組を強化するとともに各市町村の受診率向上に向けた取組の好事例を横展開することにより指標達成に向けて取り組む。 | 乳がん 男 35.1% (※43.1%) | 乳がん 男 - | 乳がん 男 43.7 % | 乳がん 男 - | 乳がん 男 - | 乳がん 男 43.4 % | 乳がん 男 - | | | | | | | | 乳がん検診受診率 | 令和4年 42.5% ↓ 令和10年 男 60.0% 女 60.0% | | | | |
| | | | | 上記全てのがん種の受診率 | | 令和4年 男 50.0% 女 50.0% | 大腸がん 男 - | 大腸がん 男 47.4 % | 大腸がん 男 - | 大腸がん 男 - | 大腸がん 男 44.8 % | 大腸がん 男 - | | | | | | | | | 子宮頸がん | | | | |
| | | | | ※令和元年度から、国は乳がん及び子宮頸がんの検診受診率を過去2年間で集計しているため、下段カッコ内に過去2年間の受診率を参考値として併記 | | 女 41.3% | 子宮頸がん 女 - | 子宮頸がん 女 40.9 % | 子宮頸がん 女 - | 子宮頸がん 女 - | 子宮頸がん 女 41.3 % | 子宮頸がん 女 - | | | | | | | | | | 子宮頸がん | | | |
| | | | | | | 子宮頸がん 38.2% | 子宮頸がん - | 子宮頸がん 40.6 % | 子宮頸がん - | 子宮頸がん - | 子宮頸がん 38.2 % | 子宮頸がん - | | | | | | | | | | | 子宮頸がん | | |
| | | | | | | 乳がん 42.5% | 乳がん - | 乳がん 46.0 % | 乳がん - | 乳がん - | 乳がん 42.5 % | 乳がん - | | | | | | | | | | | | 乳がん | |
| | | | | | | (令和4年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 乳がん |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A : 目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
B : 計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
C : 計画策定時より後退したもの

| 部 章 節 | | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | | |
|-------|---|-------|---|---|---|----------------|----------------|--------------|------|------|------|-------------|--------|-----|------------|--------------|--------------------------|---|---|
| | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | | |
| | | | | | | 計画最終年 実績未判明 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和6年度の取組予定 | | |
| 3 | 1 | 2 | 特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% ↓ 令和5年度 70.0% | <p><市町村国保に対する取組> ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらった診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援を行った。(令和5年度25市町実施) ○特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施した。(令和5年度一般指導助言22市町、特別指導助言4市町) ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施した。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知動員を引き続き実施した。(令和5年度9市町参加)</p> <p><被用者保険、被保険者全体に対する取組> ○保険者協議会による啓発を実施した。(受診動員ポスターの作成、健診結果の分析) ○保健指導指導者の資質向上を目的とした研修会を実施した。(初心者向け、経験者向け、スキルアップ:合計7回、延べ495人受講) ○「コトシ健康マイレージ」で健診受診した者にポイントを付与した。 ○健康長寿サポーターの養成講習において健診の重要性について講義した。(養成人数:4,737人) ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を実施した。(R6.3月末 88体任命) ○健康経営に取り組むことを宣言している事業所(健康宣言事業所)を拡大した。(令和5年度の新規宣言事業所数 278事業所。R6.3末 3,241事業所) ○県、協会けんぽが認証する健康経営実践事業所の認定基準を改定し、特定健康診査・保健指導を実施していることを必須とした。</p> <p>市町村国保においては被保険者に対する受診動員方法を工夫したり、被用者保険においては事業主健診結果の提出を事業者へ働きかけるなどの取組を行っているが受診率は微増である。健診機関、事業主等の理解・協力が得られるよう取り組む。</p> | 58.1 % (令和4年度) | — | B | 54.9 | 56.3 | 52.1 | 56.0 | 58.1 | 70.0 | %以上 | | 健康長寿課・国保医療課 | 糖尿病医療 住民の健康の保持の推進【再掲】 | 特定健康診査受診率 令和3年度 56.0% ↓ 令和11年度 70.0% | ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらった診療情報提供事業の取組 ○特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言 ○保険者協議会による啓発 ○市町村国保への財政支援や指導助言 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知動員 ○外国人被保険者に対する特定健康診査受診率向上に向けた受診動員業務を、参加希望のあった市町村を対象に、県が委託事業として実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け ○健康経営の推進 ○地域・職域連携推進の強化 ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける。 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 第7次計画 | | | | | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | |
|---|---|---|--------|--|---|-----------------------|----------------|----------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|-------------|--------|---|--|--------------|
| | | | | | | 最新値 (令和6年3月末現在) | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | 令和6年度取組予定 | | | | | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | R5 | | | | 節(施策) | 指標 (数値目標) |
| 3 | 1 | 5 | 精神疾患医療 | 自殺死亡率 平成27年 18.0 ↓ 令和4年 14.0 | ○「暮らしとこころの相談会」を年48回実施した。(相談件数732件) ○各種電話相談を実施した。(完了呼数43,466件、接続率63.1%) ○SNS相談を実施した。(対応完了件数1,311件、応答率41.0%) ○市町村への補助を行った。(補助市町村数56市町) ○自殺対策計画推進市町村支援を行った。 これまで対面や電話等でこころの悩み相談を受け付けるとともに、自殺防止に係る啓発活動、ゲートキーパー養成研修の実施などの自殺対策を実施してきた。 しかし、令和4年では、コロナ禍や経済的理由を背景に自殺者数が増加し、目標値を達成できなかった。 引き続き相談体制を維持していくが、今後は、こころの健康相談統一ダイヤル(電話相談)及びこころのサポート@埼玉(LINE相談)を拡充し、更なる相談体制の強化を図る。 | 17.6 (令和4年) | B | — | 16.4 | 15.0 | 16.2 | 15.2 | 17.6 | 14.0 | | 疾病対策課 | 精神疾患医療 | 自殺死亡率 令和4年 15.2 ↓ 令和8年 12.6以下 | ○「暮らしとこころの相談会」を引き続き実施するとともに、市町村との共催を図る。 ○各種電話相談を引き続き実施するとともに、統一ダイヤルについては相談員を増員する。 ○SNS相談を毎日実施する。 ○市町村への補助を引き続き行う。 ○自殺対策計画推進市町村支援を引き続き行う。 | |
| 3 | 1 | 5 | 精神疾患医療 | 精神病床における慢性期(1年以上)入院患者数 平成26年 7,349人 ↓ 令和5年 5,755人 (中間見直し前) 令和2年 6,556人 | ○病院実地指導時の医療提供体制の確認及び助言を実施した。 ○令和6年度に改正精神保健福祉法が施行し、措置入院患者に対して、退院後生活環境相談員が選任されることになる。その周知及び退院後に支援が必要とされる方のための退院後支援計画の作成及び計画に基づく支援を実施した。 ○令和6年度に改正精神保健福祉法が施行し、医療保護入院の期間は最大6か月以内とされる。その周知及び退院促進に関する運用状況について、確認及び助言を強化した。 | 5,486 人 (令和4年度) | — | A | 7,130 人 | 6,076 人 | 6,072 人 | 6,153 人 | 5,486 人 | 5,755 人 | | 疾病対策課 | 精神疾患医療 | 精神病床における慢性期(1年以上)入院患者数 令和4年 5,486人 ↓ 令和8年 5,349人 | ○病院実地指導時の医療提供体制の確認及び助言 ○措置入院患者等、退院後に支援が必要とされる方のための退院後支援計画の作成及び計画に基づく支援の実施 ○医療保護入院の法定入院期間に関する手続きの遵守の確認 | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | |
|---|---|---|--------|--|---|-----------------------|----------------|----------------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|------------|---|--|
| | | | | | | | 達成評価 | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績未判明 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和6年度の取組予定 |
| 3 | 1 | 5 | 精神疾患医療 | 精神病床における入院後3か月時点の退院率 平成26年度 62.9% ↓ 令和5年度 69.0%以上 | ○措置入院患者の入院後3か月を目安とした状況の把握及び精神保健指定医による診察を実施した。 ○精神科救急医療体制の強化による、迅速な医療導入の促進及び精神科救急医療体制を整備した。 ○令和6年度に改正精神保健福祉法が施行し、措置入院患者に対して、退院後生活環境相談員が選任されることとなることについて周知した。 令和5年6月30日時点における認知症治療病床数は、埼玉県が全国で一番多い(2651床)。この長期入院になることが見込まれる認知症治療病床数の影響が一因として考えられる。 今後は、精神保健福祉法の改正により令和6年4月1日から医療保護入院の法定期間が設けられ、更新時に入院の適切性について審査を行うことになったことから、漫然とした長期入院が行われないよう病院を指導し、適切な退院を促していく。 | 61.1% (令和2年度) | - | C | 60.8% | 61.3% | 61.1% | % | % | % | 69.0% | 精神疾患医療 | 精神病床における入院後3か月時点の退院率 令和元年度 61.1% ↓ 令和8年度 68.9%以上 | ○措置入院患者の入院後3か月を目安とした状況の把握及び精神保健指定医による診察 ○診察結果を受けた、迅速かつ適切な対応の推進 ○精神科救急医療体制による迅速な医療導入の促進 |
| 3 | 1 | 5 | 精神疾患医療 | かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了医数 平成28年度 1,136人 ↓ 令和5年度 1,800人 (中間見直し前) 令和2年度 1,700人 | ○認知症を早期発見し、医療・介護が連携したサービスを提供できるよう「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施した。(埼玉県、さいたま市、埼玉県医師会の共催、開催1回) コロナ禍において研修をWEBで行うなど受講しやすいような対応を行ったが、目標値まで届かなかった。 今後は、共催である医師会やさいたま市と連携の上、研修回数の増加自体についても検討すること、関係団体や県他部署等に研修の周知協力を依頼することにより目標達成に向けて取り組む。 | 1,686人 (令和5年度) | B | - | 1,322人 | 1,413人 | 1,457人 | 1,539人 | 1,614人 | 1,686人 | 1,800人 | 精神疾患医療 | かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了医数 令和4年 1,614人 ↓ 令和8年 2,300人 | 認知症を早期発見し、医療・介護が連携したサービスを提供できるよう「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施する(埼玉県、さいたま市、埼玉県医師会の共催) |
| 3 | 1 | 6 | 感染症対策 | HIV感染者早期発見率 平成28年 63% ↓ 令和4年 80% | ○HIV・性感染症検査を実施した。(6,105件) ○エイズ専門相談員を医療機関等に派遣した。(59回) ○エイズホットライン事業を行い、エイズ・HIVに関する相談を受けられる体制を整備した。(相談件数891件) ○エイズ治療拠点病院等連絡協議会により、治療拠点病院との意見交換及びHIV感染症研修会のご案内を実施した。(参加者143名) 上記の取組を行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行による保健所での検査の縮小、県民の医療機関への受診控えにより目標を達成することができなかった。 今後は、保健所での検査体制を強化するとともに、HIVに係る普及啓発を行うことにより早期発見率の向上に取り組む。 | 37% (令和4年) | C | - | 58% | 67% | 62% | 57% | 37% | 80% | 感染症対策課 | | | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 第7次計画 | | | | | | | | | | 担当課 | 第8次計画 | | | | | |
|---|---|---|----------------|--|---|--------------------|----------------|----------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|------|-------------------|--|--|-------|--------------|------------|--|
| | | | | | | 最新値 (令和6年3月末現在) | 達成評価 | | | | | 計画期間における進捗状況 | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和6年度の取組予定 | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | | | | | | | |
| 3 | 1 | 7 | 新型コロナウイルス感染症対策 | 感染症専門研修受講者数 令和5年度 全病院数 ※令和3年度時点 343人 | ○感染症専門研修を実施した。(受講者数161名) 新型コロナウイルス感染症の流行等により、研修計画を見直しざるを得ず、目標を達成することができなかった。見直した計画を基に、引き続き研修を実施し、目標達成に向けて取り組む。 | 275人 (令和5年度) | B | — | — | — | — | — | 114人 | 275人 | 343人 | | 感染症対策課 | ※感染症医療に係る施策指標として継 | | | | |
| 3 | 2 | 1 | 救急医療 | 救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した時間 平成28年 43.6分 ↓ 令和5年 39.4分 | ○一斉照会機能の利用実績等を踏まえ、関係機関と調整を行いながら対象の拡大を検討した。 ○上半期において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救急医療体制を確保する医療機関(救命救急センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行った。(9医療機関) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、高齢化による救急搬送件数の増加に伴い、目標は達成できなかった。今後も、救急医療情報システムの更なる効率的な運用方法の検討や改修等を行い、目標達成に向けて取り組む。 | 53.2分 (令和4年) | — | C | 43.6分 | 43.2分 | 44.5分 | 47.4分 | 53.2分 | 39.4分 | | 救急医療 医療整備課 | 【再掲】救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した時間 令和3年 47.4分 ↓ 令和11年 39.4分 | ○救急医療情報システムに、新たに救急隊から医療機関への受入要請時などに利用できる、動画や画像、チャットの送信機能を追加する改修を行う。 | | | | |
| 3 | 2 | 1 | 救急医療 | 重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上になってしまう割合 平成28年速報値 4.1% ↓ 令和5年 2.7% | ○搬送困難事象受入医療機関への支援を実施した。(13医療機関) ○一斉照会機能の利用実績等を踏まえ、関係機関と調整を行いながら対象の拡大を検討した。 ○上半期において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救急医療体制を確保する医療機関(救命救急センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行った。(9医療機関) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、高齢化による救急搬送件数の増加に伴い、目標は達成できなかった。今後も、搬送困難事象受入医療機関への支援の実施を行い、目標達成に向けて取り組む。 | 11.0% (令和4年) | — | C | 4.1% | 4.5% | 5.0% | 7.2% | 11.0% | 2.7% | | 救急医療 医療整備課 | 重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上になってしまう割合 令和3年 7.2% ↓ 令和11年 2.4% | ○搬送困難事象受入医療機関への支援を引き続き実施する。 ○救急医療情報システムに、新たに救急隊から医療機関への受入要請時などに利用できる、動画や画像、チャットの送信機能を追加する改修を行う。 | | | | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | |
|---|---|---|-------|--|--|-------------------------|----------------|----------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------|------------|------------------------------------|--|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 指標(数値目標) | 令和6年度の取組予定 | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | | | | |
| 3 | 2 | 1 | 救急医療 | 救急電話相談(大人)の相談件数 平成28年度 33,386件 ↓ 令和5年度 118,000件 | ○埼玉県救急電話相談を24時間365日対応で実施した。 ○各種媒体での広報を実施した。 | 131,289 件 (令和5年度) | A | — | 81,223 件 | 90,184 件 | 80,909 件 | 92,595 件 | 125,490 件 | 131,289 件 | 118,000 件 | 医療整備課 | | | |
| 3 | 2 | 2 | 災害時医療 | 埼玉DMATのチーム数 平成28年度 32隊 ↓ 令和5年度 60隊以上 | ○埼玉DMAT養成研修を実施した。(1回0.5日間) ○埼玉県独自DMAT養成研修を実施した。(1回2日間) ○埼玉DMAT整備事業費補助金により、災害医療に関する研修に係る経費を補助した。(13病院) ○埼玉地域DMAT整備事業費補助金により、災害医療に関する研修に係る経費を補助した。(4病院) | 72 隊 (令和5年度) | A | — | 39 隊 | 39 隊 | 42 隊 | 58 隊 | 70 隊 | 72 隊 | 60 隊 | 医療整備課 | | | |
| 3 | 2 | 2 | 災害時医療 | 医療チーム等の受入を想定した地域ごとのコーディネート機能の確認を行う災害訓練の年間実施回数 平成28年度 0回 ↓ 令和5年度 10回 (保健医療圏ごとに1回) | ○地域災害保健医療調整会議(保健所に設置)における地域の実情に応じた災害時医療体制の検討及び訓練等を実施した。(13回) ○上記のうち、基幹災害拠点病院への委託による実践的な訓練を実施した。(4回) | 13 回 (令和5年度) | A | — | 0 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 9 回 | 13 回 | 10 回 | 医療整備課 | | | |
| 3 | 2 | 2 | 災害時医療 | 災害時連携病院の指定数 令和5年度 20病院 | ○埼玉県独自DMAT養成研修を実施した。(1回2日間) ○BCP策定に向けたアンケート及び個別相談会を実施した。(アンケート1回・相談会3回) ○地域の災害医療体制強化事業費補助金により、携行資機材や衛星携帯電話等の購入や災害医療に関する研修に係る経費を補助した。(9病院) | 21病院 (令和5年度) | A | — | | | | 10 病院 | 18 病院 | 21 病院 | 20 病院 | 医療整備課 | 災害時医療 | 令和4年 18病院 ↓ 令和11年 40病院 | ○指定要件達成に向けた支援を実施。 ・埼玉地域DMAT養成研修(2日間×2回)の実施。 ・BCP策定に向けたワークショップの実施。 ・埼玉地域DMAT整備事業費補助金や埼玉県災害時連携病院衛星通信機器整備事業費補助金による必要経費の補助。 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | |
|---|---|---|-------|--|--|--------------------|----------------|----------------|--------------|--------|-------|--------|-------------|---|--|------------|----|----|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | | | | | R4 | R5 |
| 3 | 2 | 2 | 災害時医療 | 薬剤師災害リーダーの養成人数 令和2年度 0人 ↓ 令和5年度 124人以上 | ○埼玉県薬剤師会と協力して、一般社団法人日本災害医学会の災害薬事研修コース(PhDLs)を活用した養成研修会を1回実施し、薬剤師災害リーダーを32人養成した。 ○令和6年1月8日に2回目の養成研修会を実施予定であったが、能登半島地震の発生により中止となった。 令和5年度に予定していた2回目の養成研修会が中止になったため、目標を達成できなかった。令和6年11月に養成研修会を開催する予定であり、目標の124人は達成見込みである。今後も養成研修会を開催し、薬剤師災害リーダーを養成していく。 | 94人 (令和5年度) | B | — | | | 0人 | 23人 | 62人 | 94人 | 124人以上 | 業務課 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 災害時医療 | 病院のBCP策定率 令和4年 39.2% ↓ 令和11年 65.0% | ○BCP策定率向上に向けた支援を実施。 ・BCP策定に向けたワークショップの実施。 | | | |
| 3 | 2 | 3 | 周産期医療 | 県外への母体搬送数(妊娠6か月以降) 平成28年 143人 ↓ 令和5年 70人 | ○春日部市立医療センターを県内10か所目の地域周産期母子医療センターに認定した。 ○母体・新生児搬送コーディネーター事業を推進した。(母体304件) ○母体救命コントロールセンター運営事業を推進した。(67件) | 38人 (令和5年) | A | — | 65人 | 78人 | 47人 | 45人 | 49人 | 38人 | 70人 | 医療整備課 | | |
| 3 | 2 | 3 | 周産期医療 | 県内の出生数に対する分娩取扱数の割合 平成28年 95% ↓ 令和5年 95% | ○周産期医療施設運営費の一部補助を行った。(10施設) ○産科医等手当支給支援事業、新生児救命担当医手当支給支援事業による手当の一部補助を行った。(41施設) | 100.5% (令和4年) | — | A | 96.9% | 100.5% | 97.0% | 101.3% | 100.5% | 95.0% | 医療整備課 | | | |
| 3 | 2 | 3 | 周産期医療 | 地域における災害時小児周産期リエゾン(医師)の養成者数 令和2年度 15人 ↓ 令和5年度 27人 | ○災害時小児周産期医療体制整備事業を推進した。(訓練1回、協議会1回) | 28人 (令和5年度) | A | — | | | 20人 | 24人 | 28人 | 27人 | 医療整備課 | | | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | |
|---|---|---|-------|--|--|--------------------|----------------|----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------------|--------|-------|--|---|---|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | | | | R5 | |
| 3 | 2 | 4 | 小児医療 | 小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合 平成27年 3.4% ↓ 令和5年 2.0% | ○夜間や休日に小児救急患者の診療を行うため、複数の病院が交代で小児救急医療体制を確保する事業の運営費の一部補助を引き続き行った。(9地区、2医療機関) ○上半期において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救急医療体制を確保する医療機関(小児救命救急センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行った(1医療機関)。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、目標は達成できなかった。今後も、小児救急患者を受け入れる医療機関の補助を行い、指標達成に向けて取り組む。 | 3.5% (令和4年) | — | C | 1.9% | 2.0% | 2.3% | 2.8% | 3.5% | 2.0% | | 医療整備課 | 周産期医療 母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合 令和4年度 18.7% ↓ 令和11年度 15.0% | ○周産期医療施設に対して運営費の補助を行う。 ○新生児救急担当医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 ○母体・新生児搬送コーディネーター運営部会や母体・新生児搬送研修会を実施する。 | |
| 3 | 2 | 4 | 小児医療 | 夜間や休日も小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合 平成29年3月末 86% ↓ 令和6年3月末 100% | ○小児二次救急輪番病院の当番日がない日がある地区に対し、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を実施した。 空白地区において、空白解消に向けた医療機関や関係市町と調整を行ったが、日曜夜間については空白を解消したものの、人員確保の課題から、祝日・年末年始夜間の空白日を解消できず、目標は達成できなかった。 今後も、小児二次救急輪番病院の当番日に空白のある地区に対し、保健所や関係市町村、地域の医療機関と調整し、指標達成に向けて取り組む。 | 92.9% (令和5年度) | — | B | 86.0% | 86.0% | 86.0% | 86.0% | 92.9% | 92.9% | 100.0% | | 医療整備課 | 周産期医療 NICU・GCU長期(1年以上)入院児数 令和4年度 7人 ↓ 令和11年度 0人 (※医療の必要性から入院が不可欠な児を除く) | ○小児在宅医療を担う医療関係者の育成を行う。 ○NICU・GCUから在宅への移行を支援する医療機関(周産期母子医療センター)に対して補助を行う。 |
| 3 | 2 | 4 | 小児医療 | 夜間や休日も小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合 平成29年3月末 86% ↓ 令和6年3月末 100% | ○小児二次救急輪番病院の当番日がない日がある地区に対し、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を引き続き実施する。 | 92.9% (令和5年度) | — | B | 86.0% | 86.0% | 86.0% | 86.0% | 92.9% | 92.9% | 100.0% | | 医療整備課 | 小児救急 小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合 令和3年 2.8% ↓ 令和11年 2.0% | ○夜間や休日に小児救急患者の診療を行うため、複数の病院が交代で小児救急医療体制を確保する事業の運営費の一部補助を引き続き行う。 |
| 3 | 2 | 4 | 小児医療 | 夜間や休日も小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合 平成29年3月末 86% ↓ 令和6年3月末 100% | ○小児二次救急輪番病院の当番日がない日がある地区に対し、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を引き続き実施する。 | 92.9% (令和5年度) | — | B | 86.0% | 86.0% | 86.0% | 86.0% | 92.9% | 92.9% | 100.0% | | 医療整備課 | 小児救急 夜間や休日も小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合 令和4年度末 92.9% ↓ 令和11年度末 100% | ○小児二次救急輪番病院の当番日がない日がある地区に対し、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を引き続き実施する。 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | |
|---|---|---|---------|--|--|-------------------------|----------------|----------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|--|--|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 指標(数値目標) | 令和6年度の取組予定 | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績未判明 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | | | |
| 3 | 2 | 4 | 小児医療 | 小児救急電話相談の相談件数 平成28年度 70,759件 ↓ 令和5年度 140,000件 | ○埼玉県救急電話相談を24時間365日対応で実施した。 ○各種媒体での広報を実施した。 広報活動について既存の取組に加え、新たな取組を行ったものの、令和4年度と比較し、コロナ関係の相談件数などが減少し、目標を達成できなかった。 今後効果的な広報の検討を行うなど、更なる周知を図り、小児救急電話相談をより多くの県民に利用していただき、目標の達成に向けて取り組む。 | 114,962 件 (令和5年度) | B | — | 118,546 件 | 133,000 件 | 86,775 件 | 107,965 件 | 115,821 件 | 114,962 件 | 140,000 件 | 医療整備課 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 感染症対策課 | 新興感染症発生時ににおける病床の確保数 令和4年度 0床 ↓ 令和6年9月までに確保し、その後確保数を維持する 【流行初期】 1,200床 【流行初期以降】 2,000床 | 令和6年6月21日時点 【流行初期】1,460床 【流行初期以降】2,454床 随時、医療機関との協定を締結する。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 感染症対策課 | 感染症専門研修受講者数 令和4年度 114人 ↓ 令和8年度 542人 | 感染症専門研修受講者数 令和6年度 474人 引き続き感染症専門研修を実施していく。 |
| 3 | 3 | 1 | 在宅医療の推進 | 訪問診療を実施する医療機関数(在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出医療機関数) 平成28年度 766か所 ↓ 令和2年度 930か所 ↓ 令和5年度 1,075か所 | ○在宅医療を担う医師の養成を引き続き行った。 ○人生の最終段階における医療・ケアに関する普及啓発(患者の意思決定を支援する人材の育成やACP普及啓発講師人材バンク登録制度)を引き続き実施した。 ○事前意思表明書の作成及び普及(県医師会)を引き続き実施した。 ○在宅緩和ケアに関する連携体制の構築及び人材育成を引き続き実施した。 ○在宅医療連携拠点機能強化研修を引き続き実施した。(2回) ○ICTを活用した医療介護連携を引き続き推進した。 在宅医療への理解を深め、参入を促進するため、研修等を実施してきたが、目標達成はできなかった。今後も引き続き、新たに在宅医療へ参入しようとする医師へ支援し、目標達成に向けて取り組む。 | 908 か所 (令和5年度) | B | — | 803 か所 | 828 か所 | 858 か所 | 884 か所 | 894 か所 | 908 か所 | 1,075 か所 | 医療整備課 | 訪問診療を実施する医療機関数(在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出医療機関数) 令和4年度 894か所 ↓ 令和8年度 1,000か所 ↓ 令和11年度 1,080か所 | ○在宅医療を担う医師の養成を引き続き行っていく。 ○人生の最終段階における医療・ケアに関する普及啓発(患者の意思決定を支援する人材の育成やACP普及啓発講師人材バンク登録制度)を引き続き実施する。 ○事前意思表明書の作成及び普及(県医師会)を引き続き実施する。 ○在宅緩和ケアに関する連携体制の構築及び人材育成を引き続き実施する。 ○在宅医療連携拠点機能強化研修を引き続き実施する。 ○ICTを活用した医療介護連携を引き続き推進する。 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | | |
|---|---|---|---------|--|--|----------------------|----------------|----------------|------------|--------|------------|-----------|-------------|-----------|------------|------------|--------------|--|--|--|
| | | | | | | | 達成評価 | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和6年度の取組予定 | | |
| 3 | 3 | 1 | 在宅医療の推進 | 入退院支援ルール作成 済み市町村数 令和2年度 26市町村 ↓ 令和5年度 63市町村 | ○地域の实情に応じた、入退院支援ルール作成に向けた支援を引き続き行った。 ○地域の会議において、「入退院支援ルール標準例の説明」及び「他の地域の事例紹介」等の実施による作成支援を行った。 | 63 市町村 (令和5年度) | A | — | | | 26 市町村 | 39 市町村 | 60 市町村 | 63 市町村 | 63 市町村 | 医療整備課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 3 | 1 | 在宅医療の推進 | 県内の訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数 平成28年 2,133人 ↓ 令和2年 2,280人 ↓ 令和4年 3,414人 | ○新人合同基礎研修、指導者育成研修を開催した。(前後期) ○訪問看護ステーション体験実習を行った。(160人) ○高度な医療に対する訪問看護師育成事業補助を行った(8事業所) ○訪問看護研修を開催した(78人) ○教育ステーションによる研修を開催し(年21回)、教育ステーションによる新任職員実践トレーニングを実施した。(年5回) ○訪問看護師育成プログラム普及事業を行った。(研修受講者数342人) ○医療事務研修を開催した。(389人) ○介護施設への認定看護師派遣事業を実施した。(派遣施設90施設) | 3,280 人 (令和4年) | B | — | 2,458 人 | — 人 | 3,119 人 | — 人 | 3,280 人 | | 3,414 人 | 医療人材課 | 在宅医療の推進 | 県内の訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数 令和4年 3,280人 ↓ 令和8年 4,005人 ↓ 令和10年 4,300人 | ○新人合同基礎研修、指導者育成研修(前後期) ○訪問看護ステーション体験実習(230人) ○高度な医療に対する訪問看護師育成事業補助(8事業所) ○訪問看護管理者研修(11コマ) ○教育ステーションによる研修(年21回)、教育ステーションによる新任職員実践トレーニング(年30回程度) ○訪問看護師育成プログラム普及事業(研修受講者数330人) ○医療事務研修(150人) ○介護施設への認定看護師派遣事業(派遣施設80施設) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 3 | 1 | 在宅医療の推進 | 地域連携薬局の認定数 令和5年度 500薬局 | ○ホームページに制度概要等を掲載し、周知を行った。 ○県薬剤師会、各保健所と連携し、薬局現地調査時などの機会をとり、薬局関係者への周知等を行った。 ○啓発物品を作成した。(パンフレット30,000部作成) ○開局薬剤師が参加する研修会を利用した啓発を行った。(1回) ○埼玉県地方薬事審議会で認定取得状況を検証し、有効な申請増加の対策について意見をもらった。 薬局への周知等の取組をしてきたが、認定要件を満たすことが難しいことや薬局にとってメリットが少ないことなどの理由・要因で目標は達成できなかった。 今後は国や他都県との情報交換を更に深めるとともに、薬局への申請方法の周知などの取組を強化し、目標達成に向け取り組む。 | 257 薬局 (令和5年度) | B | — | | | | | 151 薬局 | 227 薬局 | 257 薬局 | 500 薬局 | 業務課 | 在宅医療の推進 | 地域連携薬局の認定数 令和4年度 227薬局 ↓ 令和8年度 800薬局 | ○ホームページに制度概要等を掲載し、周知を行う。 ○県薬剤師会、各保健所と連携し、薬局現地調査時などの機会をとり、薬局関係者への周知等を行う ○啓発物品を作成する。 ○開局薬剤師が参加する研修会を利用した啓発を行う。 ○埼玉県薬事審議会で認定取得状況を検証し、有効な申請増加の対策について意見をもらい次年度に反映する。 ○認定制度の現状と課題等について他都県と情報共有・意見交換を行う。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | |
|---|---|---|-----------|---|---|---------------------------|----------------|----------------|--------------|--------|---------|--------|-------------|--------|---------|-------|--------------|---|--|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和6年度の取組予定 | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | | | | |
| 3 | 4 | 1 | 医療従事者等の確保 | 臨床研修医の県内採用数 平成24～28年度 1,311人 ↓ 平成29～令和5年度 2,184人 | ○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施した。 ・奨学金・研修資金の貸与(311名) ・臨床研修医の誘導 | 2,733人 (平成29～令和5年度累計) | A | — | 702人 | 1,074人 | 1,483人 | 1,878人 | 2,286人 | 2,733人 | 2,184人 | | 医療人材課 | | |
| 3 | 4 | 1 | 医療従事者等の確保 | 医療施設(病院・診療所)の医師数 平成30年 12,443人 ↓ 令和4年 15,170人 | ○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施した。 ・奨学金・研修資金の貸与(311名) ・臨床研修医の誘導 ・病院合同説明会の開催 ○後期研修医の獲得に向けた取組 ・専門研修プログラムPR 特設WEBサイトを構築した。 国の方針による医師数抑制の影響もあり、目標は達成できなかった。今後、上記の取組を引き続き継続し、指標達成に向けて取り組む。 | 13,224人 (令和4年) | B | — | 12,443人 | —人 | 13,057人 | —人 | 13,224人 | — | 15,170人 | | 医療人材課 | 医療施設(病院・診療所)の医師数 令和2年 13,057人 ↓ 令和8年 16,343人 | ○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施する。 ・奨学金・研修資金の貸与(329名) ・臨床研修医の誘導 ・病院合同説明会の開催 ○専攻医(後期研修医)の獲得に向けた取組 ・専門研修プログラムPR 特設WEBサイトの運営 |
| 3 | 4 | 1 | 医療従事者等の確保 | 後期研修医の採用数 令和4年度 及び 令和5年度の累計 647人 | ○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施した。 ・奨学金・研修資金の貸与(311名) ・後期研修医の獲得定着 | 747人 (令和4年度及び令和5年度の累計) | A | — | | | | | 381人 | 747人 | 647人 | | 医療人材課 | 専攻医(後期研修医)の採用数 令和4年度 及び 令和5年度の累計 747人 ↓ 令和4年度 及び 令和8年度の累計 1,670人 | ○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施 ・奨学金・研修資金の貸与(329名) ・専攻医(後期研修医)の獲得定着 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | |
|---|---|---|-----------|--|---|---------------------------|----------------|----------------|--------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----|------------|--|---|
| | | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | | | | R5 | |
| 3 | 4 | 1 | 医療従事者等の確保 | 就業看護職員数 平成30年度末 68,722人 ↓ 令和4年度末 75,781人 | ○看護職員の育成を行った。 ・看護師等養成所運営費補助を実施した。(39校46課程) ○看護職員の離職防止・定着促進の取組を実施した。 ・新人研修を実施した病院等に対する事業費の補助を実施した。(110施設) ・合同研修の実施 ○看護職員の再就業を支援した。 ・無料職業紹介を実施した。 ・最新の知識や技術の習得を支援する講習会を実施した。 ・届出制度を周知した。 ○看護職員の資質向上に取り組む ・認定看護師の育成を行った。(30名) ○在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成を行った。 ○助産師の活用を推進した。 上記の取組を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の流行による研修の中止などの要因により、現時点では目標を達成できていない。 今後は、上記取組に加え、ICT導入による看護業務改善に関する支援も実施することにより、目標達成に向けて取り組む。 | 69,532 人 (令和4年) | B | — | 68,722 人 | — 人 | 71,283 人 | — 人 | 69,532 人 | — 人 | 75,781 人 | | 医療従事者等の確保 | 就業看護職員数 令和4年度 69,532人 ↓ 令和8年度 79,802人 | ○看護職員の育成 ・看護師等養成所運営費補助 ○看護職員の離職防止・定着促進 ・新人研修を実施した病院等に対する事業費の補助(125施設) ・合同研修の実施 ○看護職員の再就業支援 ・無料職業紹介の実施 ・最新の知識や技術の習得を支援する講習会の実施 ・届出制度の周知 ○看護職員の資質向上 ・認定看護師・特定行為研修受講看護師の育成(50名) ○在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成 ○助産師の活用の推進 |
| | | | 医療従事者等の確保 | 看護師の特定行為研修了者 令和5年3月 133人 ↓ 令和11年度 610人 | ○認定看護師資格取得・特定行為研修受講支援事業 認定看護師教育機関に入学した看護師、特定行為研修を受講する看護師への費用補助 50名(予定) ・認定看護師・特定行為研修受講看護師育成補助事業 認定看護師等の教育機関に看護師を派遣する病院に対して派遣中の人件費の一部を補助 15名(予定) | | | | | | | | | | 医療人材課 | | | | |
| 3 | 5 | 1 | 医療の安全の確保 | 「患者さんのための3つの宣言」実践登録医療機関の割合 平成29年度 53% ↓ 令和5年度 60% | ○県医師会との協力により、広報及び登録動員に努めた。 制度創設から19年を経過し、登録済み医療機関の廃業もあり、目標の達成はできなかった。 今後も引き続き、県医師会との協力により登録動員に努め、目標達成に向けて取り組む。 | 59.2 % (令和5年度) | B | — | 55.2 % | 53.3 % | 56.4 % | 57.1 % | 57.8 % | 59.2 % | 60.0 % | | 医療整備課 | 「患者さんのための3つの宣言」実践登録医療機関の割合 令和4年度 57.8% ↓ 令和11年度 63.5% | ○県医師会との協力による、引き続き広報及び登録動員に努める。 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | |
|---|---|-------|---------------------------------|--|--------------------|----------------|----------------|--------------|---------|---------|-------------|---------|---------|------------|---|---|--|
| | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | |
| | | | | | | 計画最終年 実績未判明 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和6年度の取組予定 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 薬務課 | 薬物乱用防止指導員による薬物乱用防止教室を実施した学校数及び受講者数 令和4年度 164校・34,990人 ↓ 令和11年度 230校・65,000人 | ○薬物乱用防止教室等への講師派遣 ○薬物乱用防止教室等の講師となる薬物乱用防止指導員の養成 ○ポスター、リーフレット等の作成配布、啓発資材の貸し出し |
| 3 | 5 | 3 | 医薬品の適正使用の推進 医療の効率的な提供の推進【再掲】 | ジェネリック医薬品の数量シェア 平成28年度 69.8% ↓ 令和5年度 80.0%以上 | 84.4% (令和4年度) | — | A | 78.6% | 81.3% | 82.9% | 82.7% | 84.4% | 80.0%以上 | 薬務課 | ジェネリック医薬品の数量シェア 令和4年度 84.0% ↓ 令和11年度 80.0%以上 (現状値を下回らないように取り組む) | ○「薬と健康の週間」において薬局等でリーフレットを患者に配布する。(10月予定) ○映画館CMを作成し上映する。 ○地域薬剤師会等の会合に出向いて勉強会を開催する。 ○薬剤師等を対象にジェネリック医薬品製造メカ工場視察を実施する。(8月予定) ○全国健康保険協会埼玉支部と同行して病院訪問を実施する。 ○後期高齢者医療広域連合が差額通知を送付する際に、薬務課作成のリーフレットを添付する。(年1回) ○ジェネリック医薬品採用リストを更新する。 ○ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催する。(年1回) | |
| 3 | 5 | 4 | 献血の推進 | 10代～30代の献血者数 平成27年度 97,502人 ↓ 令和5年度 101,581人 (中間見直し前) 令和2年度 142,360人 | 73,646人 (令和5年度) | — | C | 81,859人 | 79,864人 | 79,084人 | 77,840人 | 74,756人 | 73,646人 | 101,581人 | 薬務課 | 10代～30代の献血者数 令和4年度 74,756人 ↓ 令和11年度 90,720人 | ○愛の血液助け合い運動の実施(7～8月) ○愛の血液助け合いの集いの開催(7/30、埼玉会館) ○市町村計画献血者確保促進事業費補助金の交付(62市町村) ○献血推進ポスターコンクールを実施した。(対象:中学生)52校434点 ○各種キャンペーンを実施した。(新社会人献血、はたちの献血、卒業献血、ラブラッド、中高年層向け等) ○献血体験動画の視聴機会を拡大した。 ○高校生献血カードを配布した。 ○高校訪問を実施した。39校 ○血液に関する出前講座を開催した。11回 若年層を対象とした献血の啓発を行ってきたが、コロナの影響によりキャンペーンや高校訪問等の活動が難しくなり、結果として献血者数が減少し目標は達成できなかった。今後はコロナ前の数値を目標に、若年層を対象とした献血キャンペーンや高校訪問等を実施していきたい。 |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 第7次計画 | | | | | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | |
|---|---|---|-------------|--|--|--------------------|----------------|----------------|--------------|------|------|------|------|------------|----|-------------|--|---|-------|--|
| | | | | | | 最新値 (令和6年3月末現在) | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | | | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績判明済 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | R5 | | | | | |
| 6 | 1 | | 住民の健康の保持の推進 | 特定保健指導の実施率 平成27年度 13.8% ↓ 令和5年度 45.0% | <p><市町村国保に対する取組> ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 ○特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施した(令和5年度一般指導助言22市町、特別指導助言4市町)。</p> <p><被用者保険、被保険者に対する取組> ○保険者協議会による働き掛けを実施した。(健診結果を活用した地域健康課題の検討)。 ○保健指導指導者の資質向上を目的とした研修会を実施した。(初心者向け、経験者向け、スキルアップ:合計7回、延べ495人受講) ○健康経営に取り組むことを宣言している事業所(健康宣言事業所)を拡大した。(R6.3末 3,241事業所) ○健康長寿サポーターの養成講習において保健指導の重要性について講義した。(養成人数:4,737人) ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を実施した(R6.3月末 88体任命)。 ○県、協会けんぽが認証する健康経営実践事業所の認定基準を改定し、特定健診・特定保健指導の実施を必須とした。</p> <p>被保険者に生活習慣病の改善の重要性について呼びかけるとともに保健指導実施者の資質向上に努めたが、実施率は微増に留まっている。今後さらに健診当日の保健指導実施やICTの導入などを推進して利用者の利便性向上に向けて取り組む。</p> | 19.9 | — | B | 18.0 | 17.5 | 17.0 | 18.7 | 19.9 | 45.0 | | 健康長寿課・国保医療課 | 特定保健指導の実施率 令和3年度 18.7% ↓ 令和11年度 45.0% | <p>○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援 ○特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援 ○特定保健指導実施率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言 ○保険者協議会による啓発 ○市町村国保への財政支援や指導助言 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け ○健康経営の推進 ○地域・職域連携推進の強化 ○県と協会けんぽと連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健診・保健指導の促進を働きかける。 ○保健指導実施者に対する研修の実施 ○医療保険者に対する保健指導実施状況のアンケートの実施</p> | | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したもの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したもの

| 部 | 章 | 節 | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値 (令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | | 目標値 (再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | | | |
|---|---|---|-------------|---|--|--------------------|----------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------------|--------|-------|------------|--------------|-------------|---|---|--|
| | | | | | | | 達成評価 | 計画期間における進捗状況 | | | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | | | |
| | | | | | | | 計画最終年 実績未判明 | 計画最終年 実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | 節(施策) | 指標 (数値目標) | 令和6年度の取組予定 | | | |
| 6 | 1 | | 住民の健康の保持の推進 | メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の平成20年度と比べた減少率(特定保健指導対象者の割合の減少率) 平成27年度 16.5% ↓ 令和5年度 25.0% | <p><市町村国保に対する取組> ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 ○特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施した(令和5年度一般指導助言22市町、特別指導助言4市町)。</p> <p><被用者保険、被保険者に対する取組> ○保険者協議会による働き掛けを実施した。(健診結果を活用した地域健康課題の検討) ○保健指導指導者の資質向上を目的とした研修会を実施した。(初心者向け、経験者向け、スキルアップ:合計7回、延べ495人受講) ○健康経営に取り組むことを宣言している事業所(健康宣言事業所)を拡大した。(令和5年度の新規宣言事業所数 278事業所、R6.3末 3,241事業所) ○健康長寿サポーターの養成講習においてメタボリックシンドロームの予防について講義をした。(養成人数:4,737人) ○コバト健康メニューを広く普及し生活習慣病予防について周知した。(コバト健康メニューの販売店舗数の拡大 161店舗、クックパットへの掲載:閲覧回数 平均3万回/月)</p> <p>メタボリックシンドロームの主要因となる肥満や高血圧の予防について広く周知するとともに、改善が必要な方には特定保健指導においても指導を実施している。新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度に大きく減少率が下がったが、令和4年度は改善傾向にある。今後も引き続き、県民に広くメタボリックシンドロームの予防について理解を深めてもらえるよう働きかけを行うとともに、質の高い特定保健指導が実施されるよう保険者を支援する。</p> | 13.7% | (令和4年度) | — | C | 12.6% | 11.8% | 8.3% | 11.3% | 13.7% | 25.0% | | 健康長寿課・国保医療課 | 住民の健康の保持の推進 | メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の平成20年度と比べた減少率(特定保健指導対象者の割合の減少率) 令和3年度 11.4% ↓ 令和11年度 25.0% | ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援 ○特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援 ○特定健診・特定保健指導利用率等の低い市町村保険者に対する実地による指導助言 ○保険者協議会による啓発 ○保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け ○健康経営の推進。 ○地域・職域連携推進議の強化 ○保健指導実施者に対する研修の実施 | |
| 6 | 4 | | 国民健康保険の運営 | データヘルス計画に基づく保健事業実施・展開市町村数(市町村国民健康保険実施分) 平成28年度 49市町村 ↓ 令和2年度 全63市町村 | — | 63市町村 (令和5年度) | A | — | 63市町村 | 63市町村 | 63市町村 | 63市町村 | 63市町村 | 63市町村 | 63市町村 | 63市町村 | 63市町村 | | 国保医療課 | | |

第7次埼玉県地域保健医療計画の取組結果及び第8次計画の取組予定等

A：目標を達成したもの、又は達成する見込みのもの
 B：計画策定時より改善したものの、目標達成に至らなかったもの
 C：計画策定時より後退したものの

| 部 | 章 | 節(施策) | 指標(数値目標) | 令和5年度の取組結果 | 最新値(令和6年3月末現在) | 第7次計画 | | | | | 目標値(再掲) | 指標のグラフ | 担当課 | 第8次計画 | | | |
|---|---|-----------|--|---|----------------|------------|------------|--------------|-------|-------|---------|--------|---------|------------|--|---|------------|
| | | | | | | 達成評価 | | 計画期間における進捗状況 | | | | | | 令和6年度の取組予定 | | | |
| | | | | | | 計画最終年実績判明済 | 計画最終年実績未判明 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | 節(施策) | 指標(数値目標) | 令和6年度の取組予定 |
| 6 | 4 | 国民健康保険の運営 | 特定健康診査受診率(市町村国民健康保険実施分) 平成27年度 38.6% ↓ 令和5年度 60.0%以上 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施した。 かかりつけ医から特定健診未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援を引き続き行った。(令和5年度25市町実施) 市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進した。 特定健診受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を実施した。(ポストコロナにおける取組状況も含めて確認)(令和5年度一般指導助言22市町、特別指導助言4市町) 保険者協議会による啓発を引き続き行った。(令和5年度3回開催) 市町村国保への財政支援や指導助言を実施した。(令和5年度一般指導助言22市町、特別指導助言4市町) 特定健診及び特定保健指導の実施率がR4より低い市町村を中心に、県が委託事業として通知動員を実施した。(令和5年度9市町村参加) <p>市町村国保においては被保険者に対する受診動員方法を工夫したり、取組を行っているが受診率は微増である。引き続き県の委託事業などを通じて市町村支援を実施し、指標達成に向けて取り組む。</p> | 39.4% | — | B | 40.3% | 40.7% | 34.9% | 38.2% | 39.4% | 60.0%以上 | 国民健康保険の運営 | 特定健康診査受診率(市町村国民健康保険実施分) 令和3年度 38.2% ↓ 令和11年度 60.0%以上 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施する。 特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施する。 かかりつけ医から特定健診未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援を行う。 市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進する。 特定健診受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を実施する。 保険者協議会による啓発を行う。 市町村国保への財政支援や指導助言を実施する。 特定健診及び特定保健指導の実施率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知動員を実施する。 外国人被保険者に対する特定健診受診率向上に向けた受診動員業務を、参加希望のあった市町村を対象に、県が委託事業として実施する。 | |
| 6 | 4 | 国民健康保険の運営 | 特定保健指導の実施率(市町村国民健康保険実施分) 平成27年度 16.7% ↓ 令和5年度 60.0%以上 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 特定健診及び特定保健指導の実施率がR4より低い市町村を中心に、県が委託事業として通知動員を実施した。特定保健指導の通知パターンをより細分化して動員した。(令和5年度9市町村参加) 保険者協議会による啓発を行った。(令和5年度3回開催) 保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会を実施した。(令和5年7月13日実施) <p>市町村国保においては被保険者に対する利用動員方法を工夫したり、保健指導実施者の資質向上に努めたが、利用率は微増である。引き続き県の委託事業などを通じて市町村支援を実施し、指標達成に向けて取り組む。</p> | 18.9% | — | B | 20.0% | 19.8% | 20.2% | 19.4% | 18.9% | 60.0%以上 | 国民健康保険の運営 | 特定保健指導の実施率(市町村国民健康保険実施分) 令和3年度 19.4% ↓ 令和11年度 60.0%以上 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施 特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動員に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施 特定健診及び特定保健指導の実施率低い市町村を中心に、県が委託事業として通知動員を実施。特定保健指導の通知パターンをより細分化して動員予定。 保険者協議会による啓発 保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会 | |

令和6年度地域医療介護総合確保基金（医療分）計画（1）

1 基金制度の概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、消費税増税分等を活用した基金を都道府県に創設。
都道府県が作成する計画に基づき事業を実施。（基金負担割合 国：2／3 都道府県：1／3）
- 基金の事業区分（事業区分間の流用は不可）
 - ・ 区分Ⅰ－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ・ 区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - ・ 区分Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
 - ・ 区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2 【令和6年度】基金の要望

- 令和6年度における執行予定額を基に、これまでに造成した基金残高も踏まえて、国に令和6年度基金を下記のとおり要望した。

（単位：千円）

| | 区分Ⅰ－1 | 区分Ⅱ | 区分Ⅳ | 区分Ⅵ | 総額 |
|-----|-------|--------|-----------|-----|-----------|
| 要望額 | 0 | 77,044 | 1,792,557 | 0 | 1,869,601 |

令和6年度基金（医療分）計画（2）

3 令和6年度における基金活用事業

（単位：千円）

| 基金事業名 | 概要 | 基金活用額 （予定） |
|---|--|------------------|
| I - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | | 447,434 |
| 1 病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備事業 | 回復期病床の整備に必要な経費の助成や地域医療構想アドバイザーの派遣などを実施 | 279,427 |
| 2 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進事業 | 入院患者の歯科保健状況評価、地域在宅歯科医療推進拠点の運営 | 168,007 |
| II 居宅等における医療の提供に関する事業 | | 104,269 |
| 3 地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業 | 在宅医療を実施する医師を養成するための研修の実施、在宅医療を円滑に提供できる体制構築の支援 | 26,892 |
| 4 精神障害にも対応したアウトリーチ事業 | 精神科医療機関に多職種チームを設置し、精神障害に対応した訪問支援の実施 | 28,528 |
| 5 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 | 訪問看護ステーションに関わる人材の育成を行うことで在宅医療の充実、促進を図る | 22,878 |
| 6 在宅緩和ケア充実支援事業 | 在宅緩和ケアの推進や地域連携に関する検討会議開催や郡市医師会とがん診療連携拠点病院等との連携体制構築 | 9,939 |
| 7 小児在宅医療推進事業 | 小児在宅医療の担い手を育成するための研修の実施 | 7,133 |
| 8 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 | 在宅歯科医療に関する相談及び受診調整 | 3,157 |
| 9 在宅医療の安全確保対策事業 | 複数人訪問費用補助、医療従事者向け研修の実施 | 5,742 |
| IV 医療従事者の確保に関する事業 | | 1,831,359 |
| 10 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備 | 看護師等養成所運営費の補助、実習施設の確保、実習指導者等への研修支援 | 634,179 |
| 11 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援、離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進 | 病院内保育所運営費補助 | 209,318 |
| 12 休日・夜間の小児救急医療体制の整備 | 小児救急患者受入体制経費の補助 | 247,669 |
| 13 電話による小児患者の相談体制の整備 | 小児救急電話相談の実施 | 167,534 |
| 14 中核的医療機関機能維持・強化支援事業 | 寄附講座設置による地域医療提供体制の課題解決、大学病院等から地域の拠点病院への当直医派遣 | 129,197 |
| 15 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施 | 新人看護職員研修の実施、研修経費の補助 | 57,519 |
| 16 不足している診療科の医師確保支援 | 産科医等に対する手当の補助 | 56,000 |
| 17 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施 | 認定看護師の資格取得支援・医療機関への補助 | 28,575 |
| 18 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進 | 無料職業紹介・巡回就業相談会、再就業技術講習会開催 | 23,750 |
| 19 女性医師等の離職防止や再就業の促進 | 女性医師支援センターの運営、女性医師短時間雇用実施時の代替医師雇用促進 | 13,760 |
| 20 小児専門医等の確保のための研修の実施 | 小児救命救急医療を担う医師確保のための研修経費の補助 | 12,612 |
| 21 地域医療支援センターの運営 | 高校生の志養成、若手医師の県内誘導・定着促進 | 11,155 |
| 22 勤務環境改善支援センターの運営 | 医療勤務環境改善支援センターの運営 | 2,904 |
| 23 看護職員の就労環境改善のための体制整備 | 多様な勤務形態導入のための研修会開催、就業環境改善アドバイザー派遣 | 1,296 |
| 24 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施 | 小児科以外への医師を対象とした小児救急研修実施 | 1,285 |
| 25 医療従事者の安全確保対策事業 | 患者・家族からの暴力・ハラスメント相談を受ける専用窓口の設置 | 8,787 |
| 26 病院等食材料費高騰対策支援事業 | 入院時食材料費の高騰分支援 | 225,819 |
| 合 計 | | 2,383,062 |

令和5年度基金（医療分）実績（1）

4【令和5年度】基金執行実績

● 執行額

（単位：千円）

| | 区分Ⅰ－1 | 区分Ⅱ | 区分Ⅳ | 区分Ⅵ | 総額 |
|-----|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 執行額 | 292,106 | 104,950 | 1,457,827 | 6,175 | 1,861,058 |

● 主な事業

（単位：千円）

| 区分 | 基金事業名 | 事業概要 | 実績、基金活用額 |
|----|--|--|---|
| I | 病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備事業 | 地域医療構想実現のため、大幅に不足すると推計されている回復期など埼玉県において必要とされる医療機能を確保するため、必要な施設・設備整備費用を補助する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助病院 3病院 ・41,049千円 |
| I | 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進事業 | 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対し、全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、患者の口腔管理などを行う。また、病院内の地域医療連携室等に歯科衛生士を派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院や施設での口腔アセスメント実施人数 5,636人 ・171,998千円 |
| II | 地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業 | 在宅医療提供体制の整備（人生の最終段階の医療・ケアに関する事前意思表明書の作成や研修会の実施等）に対する補助を行う。また、在宅医療を実施する医師を養成するための研修を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療提供体制の整備等に関する経費補助（県医師会、30郡市医師会） ・在宅医療を担う医師を養成する研修会 5回 ・23,677千円 |
| IV | 中核的医療機関機能維持・強化支援事業 | 大学医学部に寄附講座を設置し、地域医療提供体制の課題を分析し解決を図る。また、大学病院等の小児科医などの医師を地域の拠点病院に当直医として派遣し救急医療体制の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・寄附講座 2講座 ・医師派遣回数 272回 ・75,924千円 |

令和5年度基金（医療分）実績（2）

（単位：千円）

| 区分 | 基金事業名 | 事業概要 | 実績、基金活用額 |
|----|------------------------------|--|--|
| IV | 休日・夜間の小児救急医療体制の整備 | 小児二次救急医療体制の適正な運営確保のため、夜間・休日に複数の病院が対応する小児救急輪番体制の運営及び小児救急医療拠点病院の運営に対する補助を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急輪番体制の運営 10地区 ・小児救急医療拠点病院の運営 2施設 ・236,498千円 |
| IV | 電話による小児患者の相談体制の整備 | 子供の急な病気やけがに関して、24時間365日対応可能な小児救急電話相談を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 114,962件 ・82,120千円 |
| IV | 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施 | 新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人看護職員研修の普及促進と新人看護職員への合同研修の実施を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修事業費補助 110施設 ・合同研修 17回 ・66,354千円 |
| IV | 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備 | 看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。また、専任教員の教授方法の研修や教育実践能力の向上を図るための専任教員養成講習会を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象養成所の課程数 46課程 ・専任教員養成講習会 受講者数 18人 ・653,576千円 |
| IV | 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進 | 子供を持つ医師、看護職員等の離職防止と復職を支援するため、保育施設を整備している病院等に対し、運営に係る経費の補助を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設 118施設 ・220,699千円 |
| VI | 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 | 医師の時間外労働規制に向けた医療機関の支援策として、地域医療において特別な役割があり、かつ長時間労働等の課題がある医療機関に対し、必要な経費を補助する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助医療機関 2病院 ・6,175千円 |

埼玉県 地域保健医療計画（第8次）について①

策定までの経緯

- ・地域保健医療計画推進協議会での審議（6月から1月にかけて計4回開催）
- ・県民コメントの実施（10～11月）
- ・地域保健医療協議会（県内10圏域で開催）

埼玉県医療審議会
中間報告（9月）
諮問・答申（1月）

埼玉県議会
議決
（3月）

第1部 基本的な事項

人口減少・超少子高齢化という歴史的な課題に対応し、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保する

▶ 基本理念

1 ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策

- ・医療機関・検査機関・宿泊施設等と平時から協定を締結
- ・感染症発生時に適切な対応ができる人材を育成
- ・保健所の体制確保、衛生研究所の検査体制の整備と機能強化

2 今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者の確保

- ・医学生向け奨学金制度等の活用
- ・認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援

3 安心と活気にあふれる高齢社会の実現に向けた健康づくりの推進

- ・県、市町村、企業、民間団体等の多様な主体による健康づくりの取組
- ・ロコモティブシンドロームやフレイル予防を通じた生活機能の維持・向上
- ・乳幼児期から高齢期を通じ、生涯を通じた歯・口腔の健康づくり

4 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築

- ・小児・AYA世代のがん患者に対する療養支援体制を構築
- ・女性、若者、中高年、失業者、年金受給者など誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、対策を強化
- ・在宅難病患者一時入院事業に取り組み、レスパイトや風水害等に備えた事前の避難的入院ができる環境を整備

▶ 計画の位置付け

「健康長寿計画」や「感染症予防計画」など政策的に関連の深い11の個別計画を第8次計画に組み込み、より一体的に施策を推進。

▶ 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間（3年後に中間見直し）

▶ 医療圏

第7次計画と同様「埼玉県5か年計画」の10の地域区分を2次保健医療圏に設定。

▶ 基準病床数

全県で合計57,924床。地域医療構想で推計した2025年における必要病床数（54,210床）の確保に向け、当面の病床整備を行う。

第2部 暮らしと健康

誰もが、健康で、生き生きと暮らす健康長寿社会の実現を目指す

▶ **健康づくり対策** ⇒ 多様な主体により全世代の健康づくりを推進するため、循環器疾患、糖尿病、慢性腎臓病（CKD）や慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む。

▶ **歯科保健対策** ⇒ 誰一人取り残さない歯科口腔保健、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、妊娠期から子育て期、成人期、高齢期と、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに取り組む。

▶ **アレルギー疾患対策** ⇒ 近年増加傾向にあるアレルギー疾患を有する者が、県内どこでも適切な医療を受けられ、環境に応じ必要な支援を受けることができるよう、医療人材の育成、患者支援に携わる関係者の資質向上等、体制を整備する。

▶ **健康危機管理体制の整備充実** ⇒ 感染症、食中毒など県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康危機管理マニュアルの整備等による危機管理体制の充実・強化に取り組む、迅速・的確に対応できる体制を整備する。

埼玉県 地域保健医療計画（第8次）について②

第3部 医療の推進

疾病、事業ごとの医療提供体制等の整備を行う

- ▶ **がん医療** ▶▶▶ がん診療連携拠点病院等を中心とした質の高い医療提供体制の整備及び緩和ケアが適切に提供される体制を整備する。また、がん患者の就労に関する相談支援や、治療に伴う外見変化に対するケアの充実に取り組む。
- ▶ **循環器医療** ▶▶▶ 脳卒中及び心筋梗塞等の発症予防・重症化予防に向けた生活習慣の改善や早期受診の重要性の普及啓発、急性期、回復期から社会復帰に向けた切れ目のない医療提供、リハビリテーションを通じ、患者支援体制の充実に取り組む。
- ▶ **精神疾患医療** ▶▶▶ 多様な精神疾患等に適切に対応するため、個々の医療機関の役割や機能等を明確にし、連携体制を整備する。また、精神疾患の救急医療体制の充実等により、誰もが安心して自分らしい暮らしができるよう取り組む。
- ▶ **救急医療** ▶▶▶ 搬送困難事案を削減するため、救急車適正利用の促進、受入医療機関の整備促進、救急医療情報システムを活用した救急搬送の強化等に取り組む。
- ▶ **災害時医療** ▶▶▶ 災害医療コーディネート体制の整備、多職種参加の訓練の実施等により、災害時に県民が必要な医療を受けられる体制を構築する。
- ▶ **周産期医療** ▶▶▶ 母体・新生児搬送調整等によるハイリスク分娩への対応により、全ての妊産婦が分娩のリスクに応じ出産できる体制を構築する。
- ▶ **小児医療** ▶▶▶ 身近な地域で夜間・休日に初期救急医療を受けられる体制の充実、重症・重篤患者に迅速かつ適切な救命措置を行う小児救命救急センター等の体制の充実、医療的ケア児の在宅支援を担う人材の養成及び多職種連携体制の構築に取り組む。
- ▶ **感染症医療** ▶▶▶ 関係機関との協定締結により、必要な体制の迅速かつ確実な立ち上げを確保するとともに、平時から感染症対応人材を育成し、医療機関の感染症への対応力の向上を図る。
- ▶ **在宅医療の推進** ▶▶▶ 入退院支援、日常療養生活支援、急変時対応及び在宅での看取りについて、医療や介護の多職種連携を図り、在宅医療の提供体制を構築する。

第4部 地域医療構想

県民が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、令和7年（2025年）における医療需要を基に、本県の医療提供体制整備の方向性と地域医療構想の推進体制を示す。

第5部 医療従事者の確保等

今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者を確保する

- ▶ **医師の確保** ▶▶▶ 今後増大する多様な医療需要や地域偏在や診療科偏在を解消するため、医学生向け奨学金制度の活用等による医師確保を図るとともに、臨床研修医や専攻医の確保の取組を促進する。
- ▶ **医療従事者等の確保** ▶▶▶ 認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援等により、専門性の高い看護職員を育成・確保する。また、薬剤師の資質向上を図るとともに、薬剤師の就労状況を把握し、必要な確保策を検討する。

第6部 医療費適正化計画

県民の生活の維持・向上を図りながら医療費の適正を図る

- ▶ **住民の健康の保持の推進** ▶▶▶ 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の推進、市町村による健康増進事業の支援、保険者協議会を通じた連携体制の推進等により、県民一人一人が望ましい生活習慣を実践できるよう取り組む。
- ▶ **医療の効率的な提供の推進** ▶▶▶ 医療機能の分化・連携や、医療・介護の連携により、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、多剤・重複投薬の防止や残薬対策の推進、ジェネリック医薬品の使用推進に取り組む。

計画の進捗評価

- ▶ **42指標** を設定（別紙のとおり）。【新たに設定する 主な指標例】
 - ・新興感染症発生時における病床の確保数
 - ・看護師の特定行為研修修了者数 等達成状況を評価しPDCAサイクルを活用して計画を着実に推進していく。

埼玉県 地域保健医療計画（第8次）指標一覧

| 指標名 | 数値 | 指標名 | 数値 |
|--------------------------------------|---|--|--|
| ①健康寿命（65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間） | [現状] 男性：18.01年、女性：20.86年 → [R11] 男性：18.83年、女性：21.58年 | ②③災害時連携病院の指定数 | [現状] 18 病院 → [R11] 40病院 |
| ②日常生活に制限のない期間の平均（年） | [現状] 男性：73.48年、女性：75.73年 → [R10] 男性：74.60年、女性：76.17年 | ④④【新】病院のBCP策定率 | [現状] 39.2 % → [R11] 65 % |
| ③【新】食塩摂取量 | [現状] 10.2g/日 → [R11] 7.5g/日 未滿 | ⑤⑤【新】母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合 | [現状] 18.7 % → [R11] 15 % |
| ④12歳児でう蝕のない者の割合 | [現状] 78.2 % → [R11] 87.0 % | ⑥⑥【新】NICU・GCU長期（1年以上）入院児数 | [現状] 7 人 → [R11] 0 人 (医療の必要性から入院が不可欠な児を除く) |
| ⑤生活習慣病（がん、心疾患、脳卒中等）、認知症に対応可能な歯科医療機関数 | [現状] 2,266 機関 → [R11] 3,600 機関 | ⑦⑦小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合 | [現状] 2.8 % → [R11] 2.0 % |
| ⑥糖尿病と歯周病に係る医科歯科連携協力歯科医療機関数 | [現状] 700 機関 → [R11] 1,200 機関 | ⑧⑧夜間や休日でも小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合 | [現状] 92.9 % → [R11] 100 % |
| ⑦在宅歯科医療実施登録機関数 | [現状] 874 機関 → [R11] 1,200 機関 | ⑨⑨【新】新興感染症発生時における病床の確保数 | [現状] 0 床 → 流行初期：1,200 床、流行初期以降：2,000 床（令和6年9月までに確保し、その後確保数を維持する） |
| ⑧食品関連事業所における製品等の自主検査実施率 | [現状] 66.5 % → [R8] 100 % | ⑩⑩感染症専門研修受講者数 | [現状] 114 人 → [R8] 542 人 |
| ⑨がん検診受診率 | [現状] 胃がん 男性：42.3 %、女性：33.1 % 肺がん 男性：48.6 %、女性：43.4 % 大腸がん 男性：44.8 %、女性：41.3 % 乳がん 42.5 %、子宮頸がん 38.2 % → [R10] 全てのがん種の受診率 60 % | ⑪⑪訪問診療を実施する医療機関数（在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出医療機関数） | [現状] 894 か所 → [R8] 1,000 か所 → [R11] 1,080 か所 |
| ⑩救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した時間 | [現状] 47.4 分 → [R11] 39.4 分 | ⑫⑫訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数 | [現状] 3,280 人 → [R8] 4,005 人 → [R10] 4,300 人 |
| ⑪【新】在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合 | [現状] 59.2 % → [R11] 62.16 % | ⑬⑬地域連携薬局の認定を取得した薬局数 | [現状] 227 薬局 → [R8] 800 薬局 |
| ⑫【新】在宅等生活の場に復帰した虚血性心疾患患者の割合 | [現状] 91.5 % → [R11] 93.0 % | ⑭⑭「患者さんのための3つの宣言」実践登録医療機関の割合 | [現状] 57.8 % → [R11] 63.5 % |
| ⑬【新】糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく受診勧奨に応じた率 | [現状] 10.4 % → [R11] 14.0 % | ⑮⑮【新】薬物乱用防止指導員による薬物乱用防止教室を実施した学校数及び受講者数 | [現状] 164 校 34,990 人 → [R11] 230 校 65,000 人 |
| ⑭特定健康診査受診率 | [現状] 56.0 % → [R11] 70 % | ⑯⑯ジェネリック医薬品の数量シェア | [現状] 84.0 % → [R11] 80.0 %以上 (現状値を下回らないように取り組む) |
| ⑮自殺死亡率（人口10万人当たり） | [現状] 15.2 → [R8] 12.6 以下 | ⑰⑰10代～30代の献血者数 | [現状] 74,756 人 → [R11] 90,720 人 |
| ⑯精神病床における慢性期（1年以上）入院患者数 | [現状] 5,486 人 → [R8] 5,349 人 | ⑱⑱医療施設（病院・診療所）の医師数 | [現状] 13,057 人 → [R8] 16,343 人 |
| ⑰精神病床における入院後3か月時点の退院率 | [現状] 60.3 % → [R8] 68.9 % | ⑳⑳専攻医（後期研修医）の採用数 | [現状] 747 人 → [R8] 1,670 人 (R4年度～R5年度の累計) (R4年度～R8年度の累計) |
| ⑱かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者数 | [現状] 1,614 人 → [R8] 2,300 人 | ㉑㉑就業看護職員数 | [現状] 69,532 人 → [R8] 79,802 人 |
| ⑲重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上になってしまう割合 | [現状] 7.2 % → [R11] 2.4 % | ㉒㉒【新】看護師の特定行為研修修了者数 | [現状] 133 人 → [R11] 610 人 |
| | | ㉓㉓特定保健指導の実施率 | [現状] 18.7 % → [R11] 45 % |
| | | ㉔㉔メタボリックシンドローム該当者及び予備群の平成20年度と比べた減少率（特定保健指導対象者の割合の減少率） | [現状] 11.4 % → [R11] 25 % |
| | | ㉕㉕特定健康診査受診率（市町村国民健康保険実施分） | [現状] 38.2 % → [R11] 60 %以上 |
| | | ㉖㉖特定保健指導実施率（市町村国民健康保険実施分） | [現状] 19.4 % → [R11] 60 %以上 |